

兵庫県弁護士会の課題 と これからの司法

2009年（平成21年）1月23日

弁護士 武本 夕香子

目 次

第1 はじめに 1

第2 兵庫県弁護士会の課題

1. 弁護士会のあり方	1
2. 予算問題	3
3. 事務局の負担軽減	4
4. 会館問題	6
5. 委員会問題	8
6. 弁護士会の広報活動の強化	8
7. 若手会員向け勉強会	10
8. 裁判員制度	11
9. 被疑者国選等対応	13
10. 常議員選任方法等	15
11. 法曹人口問題	16
12. 総会決議のあり方、定足数の問題	19
13. 非弁活動の取締強化	19
14. 業務拡大	20
15. ADRの取り組み	21
16. 犯罪被害者救済・支援活動	22
17. 債権法改正に対する対応	23
18. 会員からの意見汲み上げの工夫と情報公開	23

第3 これからの司法

1. 法曹人口問題	23
2. 法曹一元	25
3. 法科大学院	26
4. 司法過疎問題	28
5. 業務拡大	29

6. 弁護士法第72条問題	31
7. 司法予算の増大	36
8. 捜査の可視化問題	39
9. 人質司法の問題	41
10. 裁判員制度	42
11. 日本司法支援センター	44
12. ADRの問題	46
13. 弁護士自治	47
14. 消費者行政一元化	48
15. 労働者派遣法改正問題	49
16. 組織犯罪関連立法問題	50
17. 犯罪被害者支援・被害者参加制度	52
18. 高齢者・障害者の人権	53
19. 子どもの権利	54
20. 監視社会	54
第4 終わりに	55

第1 はじめに

2000年に司法改革が叫ばれるようになってから既に9年が経過しようとしています。私達弁護士は、この司法改革のうねりに飲み込まれてきました。

言うまでもなく、私達弁護士の使命は、基本的人権の擁護と社会正義の実現であり、それを基礎づけるのが弁護士自治です。私達の持っている武器は、社会的信頼と熱意、そして使命感だけです。司法改革が叫ばれた当時、この弁護士の使命感が逆手に取られ、悪用されたことは大変残念なことですが、今後、弁護士の熱意と使命感を持ってすれば社会を変えることができないはずはありません。

「司法改革」という呪縛から解き放たれた今こそ冷静かつ緻密な分析と判断力により立ち上がるべき時ではないでしょうか。

基本的人権の擁護と社会正義の実現という使命感を携えて、兵庫県弁護士会から全国の弁護士会を、全国の弁護士を変えていきましょう。

「全国を変えていきましょう。」と言っても、まずは、足下からきっちりと見つめ直す必要があります。そこで、第2項で私なりに考えた「兵庫県弁護士会の課題」について記載し、第3項では、俯瞰的な視野から兵庫県弁護士会を見つめ直せるように「これからの司法」について記載しています。

重複する課題もあり、読みにくい部分もあるかとは思いますが、「兵庫県弁護士会の課題」と「これからの司法」について更なる検討を加えていきたいと思っておりますので、忌憚のないご意見を頂戴できれば幸いです。

第2 兵庫県弁護士会の課題

1. 弁護士会のあり方

これからの中庸の兵庫県弁護士会のあり方として2つの柱を考えています。

弁護士会のあり方として一つ目は、「小さな弁護士会」を目指すということです。「小さな弁護士会」とは、あくまでも「必要最小限」を目指すという意味であり、「必要があるにもかかわらず、必要な容量以下に小さくすべき」ということは予定していません。すなわち、「必要最小限」ということは、(必要最小限である限り) 必要があれば拡大することも当然の前提となります。

私が以前、司法改革についての原理・原則の冊子を出して『小さな司法』と言ったところ、あたかも必要な容量を無視して『小さな司法』を目指すことを意図して

いるなどと誤解された方がいらっしゃいました。しかし、原理・原則、方向性というのは、あくまでも抽象的な原理の問題です。必要性を無視して闇雲に『小さな司法』や『小さな弁護士会』を目指す等ということはあり得ず、当然、『小さな弁護士会』『小さな司法』といつても、必要な限りにおいて十分な容量を確保すること、すなわち、必要があれば容量を拡大することも当然の前提として申し上げています。

実は、弁護士数が激増する一方で、事件数は、平成15年をピークに減少の一途を辿っています。平成18年度の事件数から平成19年度の事件数は、民事・行政、家事、刑事、少年の全事件数で約500万件から約450万件と約1割も減少しています¹。このままでは、従前ボランティア活動を行う余裕のあった会員でも、経済的・時間的にボランティア活動を維持することが困難になってきます。公益的・ボランティア的な活動をする時間があれば、営業活動に励まなければならなくなるからです。現に、東京弁護士会や大阪弁護士会と大規模弁護士会だけでなく当会でも委員会や業務に関わらない会合等への参加人数は、弁護士が激増しているにもかかわらず、減る一方です。

これでは、弁護士が基本的人権を擁護し、社会正義を実現する社会的役割を十分発揮できなくなるおそれがあります。

これまでの弁護士会の活動は、会員の社会正義実現の精神と経済的負担に頼っていました。このままの激増路線が続けば、今後は、ドイツやアメリカの弁護士のように破産や生活保護を受ける弁護士も稀ではなくなる可能性さえありますので、ボランティア精神だけに頼っているわけにはいきません。また、次第に、弁護士間の格差が広がり、不公平感が募るだけでなく、これまでのような連帯感は希薄化し、弁護士間の意識に分裂が起こりかねない可能性があります。最悪の場合には、弁護士自治にも悪影響を及ぼす危険性さえあります。

そこで、弁護士激増に伴う経済的余裕の減少や時間的・精神的余裕の欠落や弁護士自治の機能低下等に備え、弁護士の負担ができる限り最小になるように『小さな弁護士会』にしておくことにより、弁護士（会）による社会正義実現の機能を衰退させないようにする必要があると考えます。

2つ目の柱として、『会員のための弁護士会』という方向性を大事にしていきたいと思っています。これまでの弁護士会は『武士は食わねど高楊枝』ということで、

¹ 最高裁ホームページ <http://www.courts.go.jp/sihotokei/graph/pdf/B19N01-1.pdf> 参照

会員の様々な犠牲の下で、活動領域を拡大させ、外部に向けた活動に重点を置いてきました。もとより弁護士会の人権擁護・社会正義実現の役割の重要性が失われるはずもなく、尊重すべきであることは勿論のことです。

ただし、会員の公益的活動を大事に育てるためには、弁護士を疲弊させてしまってはいけません。これまでの弁護士会は、あまりにも会員を痛めつけ、会員の負担にばかり頼る方向で活動をしてきたと批判されても致し方なかったと思います。

これほどまでに高い会費を取りながら、他方で、会員を痛めつける業界団体は他に類を見ません。弁護士は医師に例えられることが多いですが、例えば、麻生首相が「医師には一般常識のない人が多い。」と発言したとき、医師会の会長は、すぐさま抗議を行い、麻生首相に直談判に行きました。しかし、政策研究大学院大学教授の福井秀夫氏が「ボンクラでも（弁護士を）増やせばいい」「（弁護士の仕事の）9割9分は定型業務。サービスという点では大根、ニンジンと同じ。3000人ではなく、1万2000人に増やせばいい。」と発言したとの報道がなされた時²、弁護士会が福井氏の発言の真偽を調査した、あるいは、抗議を申し入れた等と言った動きは（私の知る限り）行われませんでした。

私としては、これから弁護士会は、これまでの社会的役割の尊重もさることながら、そろそろ会員のための活動をも始めるべきであると思っています。税務申告等若手会員のための勉強会等ということも、その一貫として捉えられると思っています。

私が弁護士会のあり方として目指す『小さな弁護士会』と『会員のための弁護士会』という2つの柱は、相互に関連しうると思っています。具体策は、後述するとおりです。

2. 予算問題

『小さな弁護士会』の一貫として、予算緊縮を目指すことは当然のことです。ところが、弁護士会の予算支出は、そのほとんどが固定経費で占められており、緊縮財政は、それほど簡単なものではありません。

一度弁護士会の予算書を眺めて見て下さい。弁護士会の取引銀行をインターネットバンク等に変え年間255万円も支払っている銀行手数料を節約したり、姫路支部会館の借入金をある程度返済して年間350万円近くの支払利息を節約すると

² 「設計ミスの司法改革弁護士大増産計画」（週刊東洋経済2008年11月22日号）参照

といったことは考えつきますが、これらを見直したとしても大した効果を発揮するとは思われません。

会員の増員に伴う会費収入の上昇や23条照会の件数の増加に伴う収入増は認められますが、会員が増加した分、事務局の人数や事務費、通信費等出費が増えるわけで、予算が楽になるわけでは必ずしもありません。これまでの予算の発想では、緊縮財政を導くことはできないということになるわけです。そのため、緊縮財政を実現するためには、思い切った発想と実行が必要になります。

なお、2008年度の予算の次期繰越収支差額として、弁護士会は、1億8354万4131円を保有しており、直ちに会費減額をすべきとのご意見もありますが、都市型公設事務所を立ち上げたばかりで将来的な収支見込みがきわめて不透明で、場合によれば、弁護士会からかなりの補填が必要となる可能性もあります。仮に、数千万円単位の赤字収支が発生した場合には、数年間で上記保有資産がなくなりかねません。また、現在の弁護士会本館は、昭和53年に竣工し、昭和56年改正の建築基準法の耐震基準を満たしておらず、近日中に耐震工事費として2300万円余りが出費されることが予想されています。なお、会館の修繕費としては、会館特別会計として流動資産6438万5595円、会館増改築等引当預金1億2000万円、修繕引当預金3250万円の合計2億1000万円余りの資産があるので、会館増改築費には困らない可能性もありますが、今後どのような修繕改築を行うかも分からぬ現状においては必ずしも安心できるわけではないと思います。

会費減額を決定することは可能ではありますが、一旦会費を減額してから再び会費を増額することは難しく、都市型公設事務所の運用や会館問題を解決し、ある程度の長期的な展望が開けない限り会費減額を実現に移すことは難しいと思います。

ただし、長い目で見て会費減額の方向に持っていくような予算を組む努力は最大限尽くすべきだと思います。

3. 事務局の負担軽減

毎年言われていることですが、弁護士会事務局の負担を軽減することは、人件費の節約、会費増額抑制、すなわち『小さな弁護士会』実現につながります。弁護士会の総支出額は、約2億8000万円（2008年（平成20年）5月定期総会資料「本会一般会計」第47・48頁参照）で、弁護士会の支出のうち実に4割の1億1000万円余りが職員人件費に当てられます。そのため、事務局の合理化は緊

縮財政には不可欠です。ところが、現在のところ、弁護士会事務局は、1人1人本当によく頑張って働いて戴いており、事務局の合理化と言っても限界があります。その上、23条照会の件数の激増、日弁連の研修や単位会の研修、勉強会、市民シンポ、休日の法律相談等の数が非常に増えてきており、事務局の土曜出勤も交代ではありますが常態化しています。

委員会の立ち会いを辞めてもらえれば、弁護士会事務局の時間にかなりの余裕が出てきますが、今度は、弁護士会事務局が印刷請負作業のみを担当することになり、事務局に資料手配以上のこと求めることが難しくなります。また、事務局が委員会で何をしているのか内容が分からぬいために事務局の委員会への取り組みに対するインセンティブが低下するといったデメリットも生じることになります。

毎年言われる委員会議事録の作成を弁護士の側で行うということですが、これは、既に完全に実現されているところもあれば、弁護士会事務局が行っているところもある等委員会によってかなり様相を異にするようです。事務局の負担軽減のために、議事録作成を弁護士が行うことを徹底すべきだと思います。そのためには、できたら委員会の時には弁護士会のパソコンを委員会の部屋に1台置いておき、弁護士が委員会の会議中にパソコンで議事録が作成できるようなシステムにすれば、議事録作成の負担は弁護士会事務局にとっても弁護士にとっても相当程度減るよう思います。また、委員会に欠席された会員については、原則委員会資料を送付しないということにすれば、弁護士会事務局の合理化につながると思いますし、委員会に出席するインセンティブも上がるかもしれません。

また、弁護士会から会員宛の連絡事項やアンケート類等のペーパーレス化も毎年のように言われますが、実は全会員宛のファックスや委員会ごとに全委員へファックスをすることは、事務局にとっての負担軽減という意味ではありません効果を発揮しません。全会員宛のファックスや委員会ごとの全委員宛連絡は、年度当初にファックス機に登録してしまえば、弁護士会事務局は送信ボタン1つを推すだけで自動的に送信されるようなシステムになっているからです。ただし、弁護士会からの連絡事項やアンケート類は、メールで送信した方が受け取る側に取っては紙の無駄が省け、また、記録等書類の山から弁護士会からのファックスを探すのは大変で、メールによる検索の方が楽ですので、ペーパーレス化は受取手である弁護士にとって便利なのではないかと思います。この点、「メールによる送信とファックスや紙媒体

とに分けた場合には弁護士会事務局の負担が増える」とのご意見もあるようですが、これもファックス機に登録する段階で省き、紙媒体で配布する必要がある会員についてのみ目立つシール等をレターケースに貼付しておき、シールがある会員にのみ配布するようにしておけばさほど弁護士会事務局の負担が増えるとは思えません。

ただし、これらはいずれも弁護士会事務局の労力省力化のためにはどれも残念ながら弥縫策と言わざるを得ず、大きな力を発揮するとは言えません。事務局合理化のためには、委員会の統廃合を含め弁護士会自体がこれまで引き受けて来た役割自体を見直し、弁護士会の事業をスリム化しなければならない時機に来ているように思われます。このように申し上げると、「弁護士会の社会的役割は増大する一方である。弁護士が弁護士たる役割を果たせずにどうする。」といったお叱りを受けるかもしれません。しかし、弁護士数が増え、現在でもボランティア的な仕事を担うことのできる余裕ある弁護士の数は益々減少しており、今後、弁護士の数が必要以上に増大するにつれて公益的・ボランティア的な仕事を行なうことが難しくなってきます。高い会費を支払えることも難しくなってくるわけで、『小さな弁護士会』を目指さざるを得なくなってくると思います。

4. 会館問題

予算とも関連してきますが、毎年、分館の賃料、管理料、光熱費等により 170 0 万円もの出費を余儀なくされています。毎年 170.0 万円の分館維持費は、予算支出総額 2 億 800 万円の 6 % に該当します。分館維持費を 10 年間支払い続けると総額 1 億 700 万円もの出費が必要になります。これは、2008 年度予算の支出総額の 6 割に相当します。

他方、本館のスペースの多くの部分が使われていません。

2001 年から 2004 年までの間、会館問題プロジェクトチームが設置され、様々な議論が行われました。その中で会員増加に伴い出現してきた会館問題として、会議室や面談室の不足等が上げられました。その際、分館を賃借するという案以外にも分館を購入するといった選択肢や本館を増改築するという選択肢もありました。それにもかかわらず、平成 18 年にクリスタルタワー 13 階に弁護士会分館を賃借することになった理由として、当時の副会長の説明によれば³、第 1 次的な

³ 2006 年（平成 18 年）8 月 4 日の臨時総会議事録第 4 頁目以下参照

理由として利用者の便宜が上げられています。「ワンストップサービスのため」ということですが、弁護士会館が二手に分かれて、必ずしも利用者に対するワンストップサービスの効果が享受されうるのかというと疑問に思われます。第2の理由として、日本司法支援センターとの連携、監督の機能強化のための物理的な近接性が上げられています。日本司法支援センターの存在意義に対する疑問は置くとしても、日本司法支援センターと弁護士会とは、法務省と弁護士会（完全在野）と全く違う存在ですが、これほどまでに近接している場合には、利用者たる市民は弁護士会と日本司法支援センターとの区別がつきにくいというデメリットもあります。また、物理的近接性があるからといって弁護士会の日本司法支援センターに対する監督機能が強化されているとは必ずしも言えないこと、日本司法支援センターの官僚的体質といった問題は、そもそも日本司法支援センターが法務省の監督下にあるという根源的な問題を解決しない限りは解決し得ないことからして、物理的近接性に固執する必要はそれほどないものと思われます。また、当時の臨時総会では、分館の必要性の中に業務対策の観点、すなわち、法テラスの隣に司法書士会でも行政書士会でもない弁護士会が存在して、業務をリードして行くといった観点も指摘されています。しかし、業務対策の観点は、後に述べる広報強化である程度実現できるのではないかでしょうか。

何よりも弁護士会分館の年間1700万円に上る経費、弁護士会本館の利用されない空間等会館問題は早急に見直されるべきであると考えます。会館問題プロジェクトチームの中でも出た意見ですが、面談室や委員会会議室の不足部分は、4階講堂の思い切った改築を行う方向で対処すべきだと思います。前述したとおり、現在、約2300万円程度の本館の耐震工事が検討されており、耐震工事の際に全面改築をも行った方が長い目で見れば経済的であるのは確かでしょう。また、会員の増加に伴い、総会や研修等講堂を使用する必要のある場合は、現在の広さでは足りませんし、常に使用されているわけではありませんので、4階講堂は必ずしも有効活用されているとは言いがたい状況にあります。今後は、総会や研修等4階講堂を使用する必要がある場合には、ホテルニューオータニやクリスタルタワー3階等をその都度借りる方が合理的です。

勿論、会員の皆様のご意見を伺いながら、その方向性を模索する必要があるわけで、私の意見に固執するつもりはありませんが、緊縮財政のためには分館の廃止を

検討する必要があると思います。

5. 委員会問題

委員会問題として一番深刻なのは、委員会活動の活性化の問題、すなわち、種々の理由から会員に余裕がなく、委員会活動において実働可能な会員を見つけることが困難であるということです。

弁護士や弁護士会事務局の負担を少しでも削減するために、可能であれば委員会統廃合や外部委託を行うべきことは当然です。しかし、役員が実際に統廃合できるような不要な委員会が存在するかというと、そのような委員会はほとんど存在しないのではないかでしょうか。外部委託といっても、具体的に外部委託をしようとするとき、弁護士会の委員会が行う活動には、相当程度個人情報が含まれていたり、弁護士自身が行わなければその後の活動に支障を生ずる等外部委託できる委員会活動は存在しないと言っても過言ではないと思います。

従って、委員会活動の外部委託はあまり現実的ではないように思われます。

また、弁護士会役員が折角委員会の統廃合を行ったのに、別途プロジェクトチームが設置され、委員会の統廃合が有名無実化した例も過去になかったわけではありません。

以上の問題を解決するためには、委員会は、会員が希望する委員会以外には原則会員を配属しないとしてはどうでしょうか。希望しない委員会に配属されても当該会員が熱心に委員会活動をするとは思われません。その代わり、ご自身で希望された委員会である以上、できる限り積極的に協力して戴くのです。

会員がどなたも希望する方のない委員会は統廃合の第一次的な対象として検討するようにしてはいかがでしょうか。勿論、人権擁護委員会等のように仮に希望する会員が少なくとも弁護士会の委員会活動の根幹をなすような委員会において希望会員のみでは1人当たりの会員の負担があまりにも重くなる過ぎる場合には、個別にお願いするほかはないと思います。

このようにすれば、委員会統廃合の必要性の有無は、役員が定めるのではなく、会員自らの選択に委ねられることになります。

6. 弁護士会の広報活動の強化

事件数は減っているのに、弁護士の数は増える一方であるからと言って、指をくわえて見ているだけでは問題解決にはなりません。また、折角業務拡大を行って

も、それが世間に知られなければ、拡大された当該業務は存在しないと同じです。

司法書士会や行政書士会、税理士会の宣伝を見られたことはありますでしょうか。例えば、笑福亭仁鶴氏を使用して「税務申告は税理士にお任せ下さい。」と言った税理士会のテレビ宣伝を見られたことはありませんか。行政書士会の「町の法律家」と言った文言を入れた立派なポスターを見られたことはありませんか。裁判所や市役所等公共機関で見るのは、弁護士会以外の宣伝ばかりです。

最近は、弁護士の広報規制の緩和に伴い各弁護士の努力で弁護士の広報活動も盛んとなっていましたが、公共機関で個人的な広報を行うわけにはいきません。世間一般の方には、弁護士と司法書士や行政書士の違いはほとんど知られていませんし、「弁護士は費用が高い。」と言うイメージがあるためか、弁護士会の広報活動による効果は司法書士会や行政書士会等のそれにひけを取っていると非難されても致し方ない状況にあります。遺言関連事業についても「遺言信託」と言った造語によるキャンペーンにより、また、莫大な宣伝費用が費やされたテレビ廣告やポスター廣告等により信託銀行に大きく差がついています。遺言問題について、弁護士の関与率は約1割と言われており、弁護士関与率の低さには驚きを感じ得ません。

その上、簡裁代理権の割譲等々弁護士法第72条は骨抜きにされています。

実は、司法書士も税理士等他士業も合格者数が増やされています。例えば、公認会計士の合格者数は、1997年時点で614人だったのですが、2005年には1053人へ、司法書士の合格者数は、1997年時点で539人であったのですが、2007年には919名へとそれぞれ約倍に増やされています。他の士業においても質の低下が深刻な問題となっていますが、各士業の経営難が近年の行政書士や司法書士の弁護士法違反と言えるような事案や露骨な宣伝活動の遠因であると言えるわけです。

従いまして、弁護士及び弁護士会の活動自体についての広報活動については、ある程度の出費を覚悟してでも積極的に取り組んで戴きたいと思っています。

当会の対外広報についてですが、これまでには、年2回の会報発行、平成10年12月以降は、インターネット上のWEBページの開設、平成16年10月からは、メルマガ通信により弁護士会主催の活動等話題を提供し、神戸新聞の「暮らしの法律相談」やサンテレビで「法律シグナル」で月2回の弁護士によるテレビ出演などにより弁護士を身近に感じてもらうための活動等が行われています。「遺言の日」

に各地で行われる記念事業も弁護士及び弁護士会を広報する役割を果たしている非常によい制度で、このような活動は尊重していきたいと思っています。

ちなみに、他府県の広報活動ですが、大阪弁護士会は多重債務者救済対策本部による地下鉄車内広告、地下鉄御堂筋線千里中央駅でのポスター広告、看板広告・淀屋橋駅アートフラワー広告等を行い、統一的キャッチコピーとして「弁護士はトラブル解決のグッドパートナー」を採用し、京阪電鉄中之島線なにわ橋駅の改札口と大江橋駅のホーム対向壁にキャッチコピーを掲示した看板広告を設置する広報活動等に努めており⁴、京都弁護士会でも京都市営地下鉄烏丸線、東西線全車両の棚網上の広告スペースを年間確保し、イベントやイメージ広告を実施しています。滋賀県弁護士会では、平成19年に多重債務相談を無料化するに際して、広告キャラクター「ナヤマズマン」を採用してポスタービラ等を積極的に配布しています⁵。福岡県弁護士会では、約500万円を掛けて多重債務のテレビ広告をした結果、相談件数が爆発的に増え、直受納付金の増額分だけで上記広告費を補って余りあるほどの効果を上げたそうです。

市民に身近な存在として役立つためには、まずは、弁護士会乃至弁護士に相談に来てもらうことが先決問題で、他士業の宣伝活動や他府県の弁護士会の宣伝活動に圧され、兵庫県弁護士会の弁護士が利用されない等といった状況に陥らせるべきではありません。実際、尼崎支部や伊丹支部で相手方弁護士になるのは、大阪弁護士会の弁護士であることが非常に多いのですが、他府県の弁護士との競合にも広報活動が役立つと思います。

これまでの当会において業務拡大や法的ニーズ掘り起こしを意識した広報活動が十分に行われてきたとは言い難い状況にあると思います。

弁護士の業務活動として何ができるのか、まずは気軽に相談に来てもらう方向での市民に対する広報活動は今後の弁護士会の業務として必要不可欠で、非常に重要なと思います。

7. 若手会員向け勉強会

「即独」乃至「即独」に近い形で独立する若手会員の数は、増える一方です。

⁴ 近弁連第88号「特集対外広報の現状と問題点についてー対外広報の目指すものは何か」5頁以下参照。ちなみに、大阪弁護士会の和田秀治副会長は、「弁護士業務のニーズの掘り起こしや業務拡大を意識した広報宣伝活動は不十分と言わざるを得ない。」とコメントしている。

⁵ 近弁連第88号「特集対外広報の現状と問題点についてー対外広報の目指すものは何か」6頁以下参照。

今年度、法曹三者にならなかった二回試験合格者修習生の数は、88人に上ると言われています⁶。例年弁護士登録しない数は17名程度であり、司法修習を終了した後、学者や官僚になる方等が一定数表れるためでした。改めて指摘するまでもありませんが、上記弁護士登録しなかった88人の中には、「即独者」は含まれていません。弁護士登録をしなかった人数の多さからして、「即独者」の数は推して知るべしというべきかもしれません。

日弁連のメールマガジンに掲載されているひまわり求人求職ナビには、2008年（平成20年）12月15日段階で、実に270名もの修習生が就職先を求めて登録していることが掲載されていたそうです⁷ので、最悪、200人近い「即独者」が表れても不思議ではありません。

これまで、ボス弁や兄弁との人間関係が密で、ボス弁や兄弁から税務申告の方法や弁護士業務、弁護士倫理、独立のノウハウ、所得保証や生命保険等について口頭で教えてもらうことにより何とか乗り切ることができました。

しかしながら、今後、弁護士数の激増に伴い、人間的なつながりが希薄化し、ボス弁や兄弁も経営的にも精神的にも余裕がないこと等により、これまでのような口コミで情報を収集すると言うことはきわめて困難になります。

勿論、オン・ザ・ジョブトレーニングに匹敵するような役割を弁護士会の研修が担うことは無理だとしても、今後とも、積極的に研修会を開催することは大切です。

また、弁護士会の方で、これまでのような業務に関わる勉強会や研修会だけでなく、税務申告、弁護士倫理、独立のノウハウ、個人年金や保険等についての勉強会を積極的、かつ、体系的に実施することにより、弁護士会による会員へのサービスを強化したいと思います。

これら会員へのサービスとしての勉強会の実施は、法曹としての質を担保し、向上させるための義務化された研修や専門研修の充実と共に実施していきたいと思います。

8. 裁判員制度

裁判員制度実施が目前に迫っています。裁判員制度は、後に詳述しますが、問題ある制度であると思います。裁判員制度の抱える一番の問題は、裁判員制度が「裁

⁶ ブログ：白浜の思いつき 「<http://www.shirahama-lo.jp/blog/index.html>」 参照

⁷ 坂野真一弁護士のブログ参照 <http://www.idea-law.jp/sakano/blog/index.html>

「判員制度のための制度」であるということです。

公判前整理手続きも連日開廷も全て裁判員制度実現のため、国民に負担をかけないために被告人の手続保障が二の次となっているように見えます。

ただし、裁判員手続きが数ヶ月後には導入される以上、弁護士会が「裁判員制度の廃止」のみ叫び、裁判員制度への準備を怠ったのではかえって被告人の弁護活動に支障を来しかねません。

これまでにも兵庫県弁護士会では、裁判員制度実施本部が中心となり、何度も模擬裁判を実施し、裁判員制度に対応すべく、会員（特に若手会員）の鍛錬の場を提供しています。

裁判員制度の問題性と裁判員制度への準備とは別問題ですので、今後とも、兵庫県弁護士会として、模擬裁判等を通じた会員研修等裁判員制度に対応するための勉強会や研修等活動を積極的に続けるべきだと思います。

その一方で、少しでも裁判員制度を改善し、被告人の人権保障に資するため裁判員制度の問題点について弁護士会として調査し、的確な意見形成をして社会に広く訴えかけるのは弁護士会の職責であると思います。

これまで、少年事件（逆送事件）についての裁判員制度の問題点などにはあまり焦点が当てられてきたとは言い難いと思います。当会の少年委員会では、これら問題についても検討されていますが、このような問題についても弁護士会として積極的に意見を言うべきだと思います⁸。

過去、単位会で裁判員制度に対する問題点の指摘をしたのは、2008年2月29日、新潟県弁護士会総会決議「裁判員裁判実施の延期に関する決議」⁹、2008年5月24日、栃木県弁護士会総会決議「裁判員制度の抜本的見直しと実施の延期を求める決議」¹⁰、2008年10月7日、仙台弁護士会意見書「裁判員制度の課題に関する意見書～裁判員制度の実施を迎えるにあたって～」¹¹、2008年11

⁸ 日弁連がこの問題について意見を公表していることについては後述

⁹ 決議理由には、(1)国民的理解、支持の不十分さ、(2)思想良心の自由、死刑の問題等、(3)誤判や冤罪の危険、重罰化の懸念、(4)拙速な審理がなされる危険、(5)被告人の選択権がないこと、(6)その他①違憲論議②多数決判断の適否③部分判決制度④裁判員の量刑関与⑤事件取材・報道の規制⑥控訴審における裁判に不採用⑦無罪判決の検察官控訴容認等が上げられている。

¹⁰ 決議理由には、①憲法上の疑義②公平な裁判所で裁判を受ける権利③これまでの刑事手続きの問題点が解消されないまま導入されることの弊害④拒否する権利が認められていない。思想良心の自由、苦役からの自由の否定が上げられている。

¹¹ 意見の趣旨には、(1)公判前整理手続き及び公判手続きは、弁護権・被告人の防御権が十分に保障されたものでなければならず拙速審理を許さない(2)評議の一部準則化(3)量刑について量刑資料の提供等工夫(4)部分判決の限定的運用(5)控訴審の検討(6)少年逆送事件の検討(7)国選弁護人の複数選任、取調の全面可視化、保釈の積極的運用等刑事訴訟法の運用の適正化が上げられている。

月 29 日、長野県弁護士会総会決議「裁判員裁判実施に当たっての課題の解決を求める決議」¹² がそれぞれ出されています。

裁判員制度に否定的な会員も肯定的な会員もいざれも「被告人の人権保障に対する思い」と「少しでも刑事裁判を改善していきたいという思い」は共通するはずです。そして、各単位会が出されている裁判員制度に対する懸念事項については、立場の違いはあれ、ほぼ首肯されるのではないかでしょうか。

兵庫県弁護士会においても、最大公約数としての裁判員制度についての意見を総会決議か会長声明かといった手段は別としても、社会に訴えかけるべきであると思います。

9. 被疑者国選等対応

平成 21 年 5 月から、被疑者国選弁護事件の対象事件が必要的弁護事件である「死刑又は無期もしくは長期 3 年を超える懲役もしくは禁固」に該当する事件に拡大され、兵庫県における被疑者国選事件は年間約 3520 件が予測件数として発表されています¹³。

兵庫県では、平成 20 年 10 月から神戸で都市型公設事務所として弁護士法人ひょうごパブリック法律事務所が業務を開始し、平成 21 年 2 月には姫路でひょうごパブリック法律事務所姫路支店の設立が予定されています。これら都市型公設事務所には、複雑かつ困難な刑事事件、裁判員制度への対応、緊急時の重大事件への迅速な対応としての役割が期待されます。

都市型公設事務所に上記重要な役割を十分に果たしてもらうためには、比較的内容が困難とは言えない事件については、できる限り都市型公設事務所以外の弁護士が対応できるようなリストを作成してはいかがでしょうか。

平成 20 年 9 月 16 日現在、被疑者国選に登録されているのは、本庁で会員数 393 人中 192 人と 48.8% の割合にとどまっています。ちなみに、明石支部会員数 15 人中 14 人、尼崎支部会員数 59 人中 35 人、伊丹支部会員数 21 人中 13 人、姫路支部会員数 64 人中 47 人、豊岡支部会員数 7 人中 6 人で、神戸本庁は突出して被疑者国選登録率は少ない結果に終わっています。

¹² 決議の趣旨には(1)拙速裁判に陥らないよう余裕を持った期日設定(2)公判前整理手続きにおける証拠開示制度の適切な運用(3)評議における配慮(4)国選弁護人複数選任原則化、取調の可視化、保釈制度の弾力的運用、接見体制の整備、適正な報酬と実費支給の実現(5)少年事件の審理検討(6)検証の必要性

¹³ 兵庫県弁護士会発行「ひょうご地域司法計画 2008」第 15 頁参照

被疑者国選予想件数をそれぞれ被疑者国選登録人数で割ると、本庁が11、26件、明石支部で15、14件、尼崎支部と伊丹支部で19、37件、姫路支部で20、4件、豊岡支部で15件と各地域で非常に重い職責を果たさねばならないことが予想されます。

私は、被疑者国選登録をしない会員を責めるつもりは全くありません。

日本司法支援センターについては、私自身きわめて問題があると考えており、被疑者国選や被告人国選を担当するためには日本司法支援センターとの契約弁護士になることを甘受しなければならないからです。

ただ、もし、仮に「被疑者国選は重罪事件であるから登録しない。」と言う会員が一定数存在するのであれば、比較的軽い事件と重罪事件の二重のリストを作るようにしてみてはいかがでしょうか。あるいは、勾留場所が遠方の事件や重罪事件が来た場合には、都市型公設事務所に応援をお願いできるが、逆に都市型公設事務所に内容が軽いと予想される事件について要請が来た場合には、軽い事件のリストに登録している会員にお願いすることができるような体制を作り相互に協力しあえば何とか対応は可能なのではないでしょうか。

「法曹人口問題についての一考察」に記載したように、被疑者国選事件は、これまでの国選事件へ対応する時間が延長するだけで、それほど大変な事態にはならない可能性もあります。しかしながら、被疑者国選制度の導入に伴い、当番弁護士数と比較した場合の登録者数が減少しているのも確かです¹⁴、何よりも裁判員制度との組み合わせにより、会員への負担やハードルが高くなったのも確かですので、弁護士会として十分な対応をするためには何らかの工夫が必要であると思います。

また、そもそも被疑者国選・被告人国選の問題は、弁護士報酬が十分に確保されれば、弁護士に対する経済的負担は少なくとも解消するわけですから、今後とも弁護士報酬の増額を国会議員や市民に対して強く求めるべきであると思います。

ちなみに、「法曹人口について語り合う」市民シンポの基調報告でも申し上げましたが、日弁連が公表した資料によると、公的刑事弁護費用の国際比較で、国民一人あたりの支出額は、日本が76円、ドイツが176円、フランスで220円、ア

¹⁴ 兵庫県弁護士会発行「ひょうご地域司法計画2008」45頁によれば、神戸ブロックの当番弁護の登録者数が203人であるのに対し被疑者国選登録が192人、明石ブロックは当番弁護登録者数20人であるのに対し被疑者国選登録は14人、阪神ブロック（尼崎・伊丹）は当番弁護登録者数73人であるのに対し被疑者国選登録は48人、姫路支部と豊岡支部は被疑者国選登録者数と当番弁護登録者数がほぼ同数である。

メリカで1781円、イギリスに至っては4353円と文字通り桁違います。かつての経済大国と言われた我が国の経済事情及び刑事弁護活動の重要性、社会的役割からして、あまりにも低額に過ぎはしないでしょうか。

国選報酬の増額問題は、兵庫県弁護士会だけが努力したとしても改善されるわけではないかも知れませんが、従前にも増して力を入れるべき問題であることに変わりないと思います。

10. 常議員選任方法等

現在、常議員は、各会派から人数を出し合い、会派間による話し合いで調整し、人選が行われています。この選任方法は、常議員のなり手が少ない場合にはある程度仕方ない制度ではありますが、会派内での選任方法に必ずしも透明性があるとは言えない場合があり、また、同じ会員がきわめて長期間常議員であり続ける場合もあります。常議員は弁護士会の意思決定機関であるわけですから、選任方法をもう少し検討する必要があるように思われます。少なくとも委員が固定化されないように、また、もう少し期の構成を反映するような選任の工夫が必要であるように思われます。

また、常議員会が、いつ、いかなる議論を行い、いかなる意思決定を行うであろうかについて、常議員以外の会員が事前に知らされる機会は、ほとんどなかったと言えます。従って、各会員が前もって常議員会に意見を上程したくても、時期及び方法を失していたことも多かったと思います。

これまででは、会員数も少なく、口コミで情報が伝わっていた部分もかなりあったと思います。しかし、今後、弁護士数の急激な増加に伴い、会派に所属しない弁護士もますます増えていくでしょうし、弁護士数が激増すれば、これまで以上に常議員会が各会員の意見を広く拾い上げた上で議論を行うことは困難になるでしょう。

現在、常議員会の情報は、会務月報や会報で会員に知らされています。しかし、常議員会の議事は、会の意思決定機関であり、きわめて重要な事項が審議されるわけですから、他の委員会の情報と同程度の情報開示では不十分なのではないでしょうか。その上、この改革の激動期において、会として意見を日弁連に対して提出したり、新たな制度創設の必要性等も飛躍的に高まります。よって、常議員会で決議しなければならない事項は今後急激に増えると思われます。

そこで、会員に常議員会の議題の事前公開と簡単な議事録の公開手段を検討すべきだと思います。例えば、弁護士会のホームページに会員のみがアクセスできるページを作り、そこに、常議員会の次の議題や簡単な議事録を載せる、あるいは、Eメール等により簡易に常議員会の議題や簡単な議事録を会員に周知させる方途を模索すべきだと思います。

11. 法曹人口問題

2008年（平成20年）7月10日、兵庫県弁護士会では、「2010年（平成22年）ころまでに司法試験合格者を3000人程度にするとの政策について、直ちに見直しに着手することを要望する。」との緊急提言を出しました。

上記提言は、「大幅に減少させる方向で」との方向性を緊急提言の趣旨上に謳っていないこと、合格者数について具体的な数字が示されていない点、過去の司法改革を是としたことを前提としていることなど未だ不十分な部分があると思います。

しかしながら、2008年12月6日には、兵庫県弁護士会で全国初の法曹人口問題について市民シンポを実施し、国会議員を始め115名もの多数の参加者に見守られ、弁護士以外の市民からのリレートークを成功させるなど2008年度は非常に大きな一歩を踏み出したと評価されるべき1年でした。

全国的に見ても、法曹人口問題については、2007年3月2日、愛知県弁護士会の意見書、同年10月12日の中国弁連決議、同月17日、中部弁連決議、同年12月15日の埼玉弁護士会の臨時総会決議、2008年2月23日、仙台弁護士会の臨時総会決議、同年5月15日、千葉県弁護士会の臨時総会決議、同年7月4日、東北弁連決議、同年7月18日、日弁連の緊急提言、同年8月6日、大阪弁護士会臨時総会決議、同月12日、愛媛県弁護士会臨時総会決議、同年12月26日、群馬県弁護士会の臨時総会決議が次々と出されました。

上記意見書乃至決議文の中に司法試験合格者の数を明確に謳っているのは、埼玉県弁護士会の「当面、年間合格者数を1000名程度とすべき」と千葉県弁護士会と群馬県弁護士会の「当面、年間1500名程度とするのが相当」との3つの決議文に限られます。その他は、「年間3000人程度とすることについて見直しを求める」旨の内容にとどまっています。

これら状況を踏まえ、2009年度は、兵庫県弁護士会において法曹人口問題について、更に飛躍の一歩を踏み出すべき正念場になると思います。

実は、東京弁護士会は、2008年度中に「当会は」「新司法試験の年間合格者数を、2100人～2500人の範囲内でその年度ごとの受験生の成績や質に応じて判断されることが妥当」との意見書を出すことになっています。大阪弁護士会の臨時総会決議も「前年度の合格者数より増やすことのないように求める。」と言う決議文になっています。

「当面、現在の2100人～2500人程度の合格者数」との意見で会員のガス抜きあるいは目くらましをしながら、いずれ3000人とする方向で全国の弁護士会の意見がまとめられようとしている動きがあるようです。東京弁護士会の意見書案をもう少し見てみましょう。「第2項」の「意見の理由」の第2項の表題は、「法曹人口の増員ペースを緩和すべき理由」となっており、「適正な将来法曹人口として概ね5万人程度を目標に、法曹人口は漸次増員されるべきであるし、その人口増員を支える司法基盤及び社会的基盤の整備に向けて、日弁連はこれからも最大限の努力をすべきである。」と記載されており、その他の部分でも平成12年11月1日の日弁連決議文の文章が繰り返し用いられています。

ご承知の通り、現在でも、司法修習生の就職難は、毎年累積的に増幅しており、2000人でもとても対応できるような状況ではありません。社内弁護士についての需要が増える気配はなく、法律事務所での受け入れ可能な人数も限界に来つつあります。

経営ができないことによる質の低下も急激に深刻化することが懸念されます。例えば、韓国では、既に2001年から司法試験合格者1000人の司法改革を実行しており、韓国的人口は日本の人口の約3分の1（2000年で4612万人強）ですので、我が国で言う3000人時代が到来してから約7年が経過しています。その韓国での弁護士の状況として、「弁護士1人当たりの事件受任件数は、1ヶ月当たり3件を下回る。」「受任料関係で弁護士犯罪も増加」¹⁵「高学歴の失業者が量産され」「担当事件がなく、かなりの弁護士が弁護士業務を中断しなければならないほど弁護士業界は不況」となっており、「新しい現象として」「詐欺まがいのプローカーをする者もでてき」¹⁶「増加した弁護士による良質で低廉な法的サービスが提供されるようになったとの声はあまり聞かれず、かえって、弁護士の質が低下し、

¹⁵ 2008年8月19日付け東亜日報

<http://japan.donga.com/srv/service.php3?bicode=040000&biid=2008081952468>

¹⁶ 平成20年3月19日付け第1東京弁護士会「法曹人口に関する中間報告書」第38・39頁参照

法的サービスの質も低下している。」¹⁷との報告がなされています。

韓国での現象が我が国に訪れないと誰が言えるでしょうか。

私達の最大の武器は、社会的信頼です。弁護士による不祥事が増大し、社会的信頼が失墜すれば、当然、次に攻撃されるのは、私達弁護士の命綱である「弁護士自治」であることは目に見えています。

現在の司法試験合格者数でも、前述したとおり、就職できなかったと思われる人数は、100人とも200人とも言われています。そして、その数は、毎年、一定数ではなく、劇的に増大しています。

弁護士制度崩壊の時代は、すぐそこまで来ています。

弁護士制度が崩壊してしまえば、公権力に楯突ける存在、あるいは、少数者の人権擁護のために闘うことのできる存在がいなくなります。

弁護士及び弁護士会以外にこの状況に警鐘を鳴らすことのできる団体等は、存在しません。

2100人～2500人では、とても現状を改善することはできません。

しかし、弁護士会自ら司法試験合格者数「2100人～2500人」などと言った意見を出し続ければ、2000人以下の合格者数に押さえることは事実上不可能になるでしょう。

兵庫県弁護士会では、「当面、司法試験合格者1000人程度」とする臨時総会決議を出す等して社会に強く訴えかけるべきだと思います。

「1000人」との理由は、司法試験合格者数が1000人を超えてから修習生の就職先がないという話が出てきたこと、事件数の減少に歯止めが掛けられる要因が見あたらないこと、日本の将来推計人口は、平成17年で1億2777万人だったのが平成67年段階には低位仮定で8411万人に減少し、そのうち、生産年齢（15歳から64歳）人口は、平成17年で8442万人から平成67年には4213万人（低位仮定）¹⁸と半減することから、長い目で見ればおそらく1000人でも多すぎると思われるからです。

前述したとおり、現在、「3000人を見直すべき」との決議を骨抜きにする動きが弁護士会で起きており、この動きに対して毅然とした態度を表明すべきです。

¹⁷ 平成20年3月7日付日弁連「報告書」第80・81頁参照

¹⁸ いずれも平成18年12月に公表された国立社会保障・人口問題研究所（<http://www.ipss.go.jp/>）の発表による。

あまり知られていませんが、実は、平成11年11月、当会で「司法改革についての意見書」が出され、当該意見書の「意見の趣旨」として「平成11年から司法試験合格者が1000人になり、今後弁護士の数が相当増加していくことを踏まえ、これ以上の増員の必要性・程度については社会の法的ニーズに関連する諸制度の整備状況及び法曹三者の充足状況等の検証を行いながら検討すべきである。」との意見書を作成しています。

当会で出された上記「司法改革についての意見書」を作成してから既に9年が経ち、当時は予想されなかった弊害や統計が次々と公表されています。

この意見書を一步進めた思い切った内容の決議文で総会決議を実現しましょう。

そして、兵庫県弁護士会から全国を変えて行こうではありませんか。

12. 総会決議のあり方、定足数の問題

総会の定足数は、議決権を有する者の3分の1以上（会則の改正は2分の1）とされており、議決はその過半数をもって定めるとされています。

当会では、委任状による議決権行使も認められています。

しかし、近年、会員数の増加に伴い、総会の定足数を満たすことが困難になってきているようです。

例えば、千葉県弁護士会では、委任状による議決権行使が認められていません。千葉県弁護士会の定足数は、当会とさほど変わりませんが、毎年、定期総会の日程が特定月の第3木曜日の午後3時からと決められており、訟廷日誌が配布された段階で定期総会の予定を入れることができ、そのため、定足数を満たさなかったと言うことがほとんどないそうです。

毎年、総会決議の日程を知った際には、既に予定が入っており、出席したくても出席できない方も多いと思いますし、総会決議活性化のため、日程、定足数や委任状等の見直しを一度検討しても良いように思われます。

13. 非弁活動の取締強化

前述したとおり、他士業の合格者数も（弁護士数ほどではありませんが）激増させられており、経費を捻出できない危機感からか、近年、行政書士・司法書士等他士業による非弁活動が目に余るよう見えます。

これまでの間、弁護士会による非弁活動の取締は、残念ながら活発であるとは言えなかったように思えます。

以前は、いわゆる事件屋等による非弁活動が主でしたが、最近のような他士業による非弁活動の取締りは、認定司法書士に対する簡裁代理権が認められ、弁護士との境界線が曖昧になりつつある状況下でそれほど簡単ではありません。その上、弁護士報酬が高いとのイメージを利用し、弁護士よりもかなり高額な報酬を取る例が散見されるとの報告も受けています。

法律に関する職業がそれぞれの専門分野に分かれおり、他士業の職務内容は、弁護士業務とは異なります。そのため、各士業の試験内容や訓練も司法試験等とは異なり、弁護士業務を行うための法的知識や経験において同等とは言えないと思います。

市民には、他士業と弁護士の区別について必ずしも周知されているわけではなく、弁護士と同じ程度の知識等を持っていると信頼することを非難するわけにはいきません。その分、他士業による非弁活動は、事件屋等による非弁活動よりも社会的弊害が大きい場合もあると思います。

弁護士法第72条の精神を今一度確認する必要があるのではないでしょうか。

他方、非弁活動の取締りは、職域を護ることにもつながり、弁護士数の増加に伴い、業務拡大と同時に並行的に非弁活動取締を強化する必要性は高いと言えます。

例えば、非弁活動取締りについてのガイドブックを作成し、非弁活動の境界線について当会の会員に周知徹底すると共に、裁判所等にもガイドブックを配布する等して社会的にも広く非弁活動の違法性を訴えかけ、裁判所等と提携する、警告書を出す、あるいは、懲戒申立等を積極的に行う等徹底的に非弁活動を取り締まりたいと思っています。

非弁活動取締は、最も優先すべき弁護士会の活動にすべきです。

14. 業務拡大

従前の業務だけでは、弁護士業務の先細りは避けられません。

民事・行政事件、刑事事件、家事事件及び少年事件の新受件数の総数は、平成15年の611万5202件をピークに、平成16年で574万2030件、平成17年で、523万354件、平成18年で507万3647件、平成19年は454万6331件¹⁹へと毎年激減の一途を辿っており、平成19年の新受件数の総数は、平成15年のそれと比較すれば、何と4分の3に減少しています。

¹⁹ 最高裁ホームページの司法統計「全新受件の最近5年間の推移」による。
(<http://www.courts.go.jp/sihotokei/graph/pdf/B19N01-1.pdf>)

事件数の減少傾向と弁護士数の激増に伴い、業務拡大の必要性と重要性は、今後益々大きくなることは確かです。

当会でも中小企業の事業承継等業務拡大に向けて最大限の努力をされているわけですが、残念ながら目覚ましい効果を上げているとまでは言えないのではないでしょくか。

実際問題として、前述したとおり遺言書に弁護士が関与する割合は約1割と言われていますし、遺産分割調停事件の弁護士選任率は1990年に72.43%だったのが1995年には65.77%に減少し、その後、弁護士数の激増にもかかわらず、微減し続け、2006年には61.46%にまで減少しています。

ここで気がつくことは、業務拡大も大事なのですが、従前の業務についての弁護士選任率を上げることの重要性です。従前の業務自体についての弁護士選任率の上昇は、弁護士各人及び弁護士会の広報活動及び費用の透明化が鍵となるでしょう。

また、業務拡大については、中小企業への支援を推し進めるために各地の商工会議所への積極的な広報活動、商工会議所における弁護士の交代制の法律相談体制の充実及び講演会の実施等商工会議所等との連携を益々強化していくべきだと思います。

15. ADRの取り組み

当会では、平成13年1月に「紛争解決センター」を設立し、平成19年4月1日の裁判外紛争解決手続きの利用の促進に関する法律（ADR法）が施行されたことに伴い、平成20年9月24日、ADR法に基づく法務大臣による認証を取得しました。

しかし、当会の紛争解決センターが必ずしも積極的に利用されているわけではないことは、2007年度紛争解決センター特別会計において、当初手数料収入として予算額163万円を見込んでいたにもかかわらず、同年度の手数料収入決算額が54万6441円にとどまっていることからも²⁰明らかです。

この点、当会の紛争解決センターは、「今後は、ADRのメリットを広く市民に伝えるべく、これまで以上に積極的なPR活動を行い、ADRの利用促進を図っていきたいと思っています。」²¹としています。

²⁰ 2008年（平成20年）5月定期総会資料第64頁参照

²¹ 兵庫県弁護士会発行「ひょうご地域司法計画2008」第20頁参照

しかし、ADRの促進については、慎重に行う必要があると思います。

我田引水で恐縮ですが、2008年12月15日付け「資料；年次改革要望書」で2004年以降の年次改革要望書と中間報告²²を見て戴くと、同年以降、毎年アメリカからADR法関連の要望、例えば、「ADRプロセスにおける関係者を代表するために、外弁及び外国弁護士が日本を訪れる 것을認めます。」「ADR関係者が適用される規則、プロセス、基準について合意することを一般的に認めることにより、ADRプロセスが柔軟に個別の状況に即した最適なものとなることを可能にする。」「一般的に、当事者が個々のADR手続きに適用される規則、プロセス及び基準を決定することが認められる。」等々要望が繰り返されています。そして、我が国からアメリカに対する中間報告の中でADRに関するアメリカからの要望をほぼ全て受け入れたことが報告されています。

上記中間報告によれば、「ADR法による解決は弁護士法第72条の適用はない」旨の見解が法務省により表明されています。

このようなADRにおける議論を見る限り、ADRの導入は、当初言わっていたような美辞麗句の裏に別の目的が隠されていたように見えます。特に、弁護士会が関与しないADRによる解決の推進については、慎重に対応する必要があるように思われます。

16. 犯罪被害者救済・支援活動

当会では、平成11年7月に犯罪被害者支援センターを設置し、平成12年2月から無料相談を実施し、研修活動や裁判所・検察庁との意見交換、兵庫県被害者支援連絡協議会の代表者会議での情報交換・意見発信等犯罪被害者支援について積極的な活動を行っています。

また、平成21年4月からは「兵庫県犯罪被害者・加害者対話センター」を設置し、被害者と加害者との対話事業を始めます。

そして、ご承知の通り、平成20年12月以降、刑事裁判への被害者参加制度、損害賠償命令制度等が実現されます。

刑事裁判への被害者参加制度や損害賠償命令制度等が被害者と加害者との溝をかえって大きくするものにならないよう、また、上記制度がスムーズに運用されるよう裁判所や検察庁との密なる意見交換と（場合によれば）連携を図る必要がある

²² 「中間報告」と言うのは正式名称ではない。拙稿「資料；年次改革要望書」参照

と思います。

17. 債権法改正に対する対応

債権法改正の波が押し寄せようとしています。

民法（債権法）改正の要求などほとんど聞かれなかったにもかかわらず、平成18年10月7日、学者を中心とした民法（債権法）改正検討委員会が発足され、平成21年3月頃までに、同委員会による改正試案がまとめられる予定になっています。改正の領域は、時効から債務不履行責任、債権譲渡、詐害行為取消権、契約解除から消費貸借・賃貸借・雇用・請負等々多岐に亘るラディカルな見直し作業が行われています。

当会において、この問題については、平成20年度中にプロジェクトチームが設置され、平成21年2月19日には、上記検討委員会において中心的役割を果たしている内田貴元東大教授・法務省民事局参与に来て戴き、勉強会を実施する予定にしています。

司法改革を引き合いに出すまでもなく、上から突然降ってわいてくる動きには注意が必要です。今後、当会においても、如何なる改正が行われるか、注視して、的確な意見を述べていくべきだと思います。

18. 会員からの意見汲み上げの工夫と情報公開

当会でも各種メーリングリストが立ち上げられ、活発な意見交換・情報交換が行われています。そのため、従前よりも会員からの意見や情報公開は進んでいると言えるでしょうが、日弁連理事会・近弁連理事会・常議員会の議事内容を機会ある事にでき得る限り公開して行きたいと思っています。

第3 これからの司法

1. 法曹人口問題

前述したとおり、現在、「新司法試験合格者2100人から2500人程度」とするとのキャンペーンが張られようとしているようです。

平成20年11月5日の朝日新聞全国版には、第二東京弁護士会所属の岡田和樹弁護士が「私の視点」欄に「公正な社会築くために不可欠」と題する文章の中で「日本で（年間）4000人程度の弁護士資格者が誕生しても何ら問題ない」と明言した投稿が掲載されました。

あまりの発言なので、再度引用すると、平成20年11月22日付けの「東洋経済」には、規制改革会議の中心的メンバーである政策研究大学教授福井秀夫氏が「ボンクラでも増やせばいい。」「(弁護士の仕事の9割9分は)定型業務。サービスという点では大根やニンジンと同じ。3000人ではなく、1万2000人に増やせばいい。」と発言した旨記載されています。

3000人路線は、終わっていないのです。

私達弁護士会は平成12年11月1日の日弁連臨時総会において、法曹人口問題について誤った決議を行いました。8年経過して、社会的弊害が出現し始め、隣国韓国や欧米での司法制度の失敗も明らかになっています。にもかかわらず、仮に「2100人から2500人程度」などと言ったキャンペーンが成功し、各地の弁護士会が同様の声明や総会決議を行うようなことがあれば、弁護士自体が宣言しているわけですから、もはや流れを変えるなど到底不可能となるでしょう。もう時間がありません。次年度に司法の運命が決まるのです。

2100人から2500人などと言った動きが何故認められるのかというと、やはり平成12年に日弁連が行った3000人路線を是とする限りは、3000人に限りなく近づける方向での微調整に終始せざるを得ないと言うことなのではないでしょうか。

私達弁護士が平成12年決議を撤回し、反省を口にしない限り、抜本的な路線変更は不可能なのです。

「合格者数を絞ると法科大学院生が気の毒だ」という意見がありますが、弁護士資格を与えられ、就職先もなく、オン・ザ・ジョブトレーニングの機会も与えられず、弁護過誤についての高いリスクに曝され、あるいは、仮に就職先を見つけられ独立できたとしても経費捻出もできず、家族を養うこともできない弁護士を大量に作り出したとして、どちらが気の毒だと言えるでしょうか。

仮に、長い年数がかかっても、司法試験に合格すれば一通りの法的知識を得ることができ、オン・ザ・ジョブトレーニングの機会が与えられ、就職先を見つけられて独立して少なくとも経費を捻出することができた方が良いのではないですか。

現在、法科大学院生は、法科大学院の学費のための借入が安易にできることから、400万円～700万円程度の負債を作り、三振アウトで退出を余儀なくされ

る人が何人もいます。

現在、文部科学省が法科大学院に定員数の削減を強要する強い圧力を加えていますが、法科大学院生の経済的・時間的な大変さを考えると、司法試験の年間合格者数を減少させるだけではなく、三振アウト制度を廃止すると同時に、法科大学院の定員数を大幅に削減すべきであると思います。

そして、長期的には、法科大学院を廃止すべきだと思います。

理由は、法科大学院の部分で詳述します。

2. 法曹一元

本来、司法改革で一番必要だったのは、法曹一元でした。

ところが、近年は、アルバイト裁判官や任期付き裁判官等でお茶を濁され、ほとんど法曹一元が謳われることもなくなりました。

アルバイト裁判官や任期付き裁判官に就任して戴いている会員には頭が下がる思いをしておりますが、弁護士会が上記制度を積極的に進めることにより、かえって法曹一元から遠ざかっていると言うことはないでしょうか。

現在、司法試験予備試験の合格者数を増やす圧力が規制改革会議や自民党らからあるようです。裁判官や検察官からは「司法試験合格者数を何人に増やしてもうちは上澄み（の修習生）から採るから問題ない。」などと言った言葉が漏れ聞こえますが、結局、現行の司法改革は、弁護士試験と裁判官等試験である高等文官試験とが分けられていた戦前の制度に戻すための改革に過ぎないのでしょうか。

300人路線が謳われた際、「法曹一元を実現するためには、法曹人口を増やさなければならない。」と言うことが言われました。平成12年11月1日の日弁連臨時総会決議においても、前述した東京弁護士会の法曹人口についての意見書案にも同趣旨が記載されています²³。

しかしながら、前述したとおり、司法試験合格者数の激増により法曹一元の実現が妨げられています。それどころか、弁護士になったら生活できないからか、裁判官が職を辞し弁護士になる数は、既に激減しています²⁴。

今後、裁判官や検察官が自らの職にとどまることを余儀なくされることは必至で

²³ 東京弁護士会の意見書には、何らの理由付けもなく、「法曹一元性は、官僚司法制度の打破のために日弁連が一貫して主張してきた司法の基本理念であり、「その実現のために法曹人口増員が必要となることは必然的である。」と記載されている。

²⁴ 裁判官退職者数の推移は、平成11年が67人、平成12年が109人、平成13年82人、平成14年61人、平成17年49人、平成18年40人、平成19年43人、平成20年24人となっている。

す。法曹人口の大幅増員は弁護士のみならず、裁判官や検察官の自立性や独立性をも失わせる危険があるのです。

韓国の全国紙である「東亜日報」によれば、「かつてならば、判事が外圧に立ち向かって所信を持って辞表を出したりもしたが、最近は裁判所で生き残るため、機嫌をうかがう傾向が強まっている」とした上で、「「弁護士業界の不況が裁判官の官僚化にまで影響を及ぼしている。」と（現職の判事が）懸念している。」²⁵と報道されています。

法曹一元化は、ごく少数の裁判官に弁護士経験があるなどと言った中途半端なものではなく、完全法曹一元、すなわち、全裁判官が一定年数の弁護士経験者でなければなれないと言う制度にする必要があると思います。

判検交流も「裁判官が検察官としての感覚に染まるのでよろしくない。」との批判がされていますが、弁護士が裁判官や他の官庁としての職を数年経験して弁護士に戻ってくる場合、逆に弁護士が知らず知らずのうちに官僚主義的な感覚を身につけてしまう危険もないわけではありません。

法曹一元というのは、弁護士が裁判官を経験すると言うのではありません。

判弁交流と法曹一元とは全く違います。

この点の区別が曖昧にされ、法曹一元がおざなりになっているのではないでしょうか。

また、完全法曹一元実現のためには、司法試験合格者を減少させ、同様の基盤(法的知識)と教育を受けた統一修習制度を前提としなければ法曹一元を推進することはできないと思います。

「裁判官(或いは、検察官)になってから鍛えるので、どのような修習制度であっても、試験制度であっても構わない。」などという議論を許してはいけないと思います。

3. 法科大学院

法科大学院は、経済的差別・学歴差別を法曹試験に持ちこむものです。法科大学院に入るためには、多額の入学金や学費に加え生活費が必要になります。法科大学院は全国に74校ありますが、少なくとも74校の法科大学院の近くに住んでいな

²⁵ 2008年8月19日付け東亜日報
<http://japan.donga.com/srv/service.php3?bicode=040000&biid=2008081952468> 参照

ければ、通学できないため、場合によれば、自らの生活費とは別に、本人と別に住む家族の生活費まで必要になる場合さえあります。

そして、前述したとおり、法科大学院のための借入が容易にできるため、多くの学生が多額の負債を負い、通学しています。

夜間の法科大学院も運用されるとのことでしたが、あまり利用されていないようです。単位の取得が大変なため、昼間仕事をしながら法科大学院を卒業すると言うのは事実上困難なのでしょう。

実際、法科大学院の単位取得は非常に大変で、予習・復習、単位取得のための試験勉強等に追われ、司法試験のために基本書を体系的に読み込むなどと言った時間を捻出するのは至難の業です。

また、ソクラテスマソッドや事例検討形式の講義が尊重され、受験のための講義形式の講義等は許されないので、法科大学院で法的知識を広く深く身につけることは非常に難しくなっています。

その上、法科大学院の合格率が大学の至上命令となっているので、人もお金も法科大学院に集中させられており、学部の空洞化も目立っています。

そして、5年間のうち3回の受験に成功しなければ、司法試験受験資格を失うのですから、落ち着いて勉強する精神的な安定が得られないといった状況が認められます。

すなわち、法科大学院はリーガルマインドを習得しにくい構造になっているのですから、それを等閑視して学生を非難することは酷というものです。

特にひどい制度が5年間のうち3回受験に失敗すれば、受験資格を失う三振アウトの制度でしょう。旧試験を受験しても1回にカウントされますので、最短2年で受験資格を失うことになります。

しかし、三振アウトで受験資格を失っても、再び法科大学院に入学して高い学費を負担すれば、受験資格を取得することができることになっており、経済的に裕福な家庭であれば、エンドレスに受験することさえできます。このような法科大学院における経済的格差を許容しておいて良いはずがありません。

この三振アウトの制度に、法科大学院の合格率を上げ、法科大学院の資金を潤沢にする以外に、一体どのような合理性があるのでしょうか。

どれだけの時間がかかったとしても、最終的に実務家に求められる最低限の法的

知識を身につければ、法曹として受け入れるべきだと思います。

三振アウトの制度は直ちに廃止すべきです。

実は、法曹養成問題についても、当会では、平成11年11月の「司法改革についての意見書」において「現行の法曹養成制度は、戦後の民主主義・国民主権の憲法のもとで、司法の民主化を目指し、統一・平等・公正を旨とした法曹としての各分野で独立して実務に携わることが可能なレベルの人材の養成を行う優れた制度である。」「ロースクール・法科大学院構想はにわかには賛同しがたい。」と高らかに謳っています。

平成16年に法科大学院構想が実現に移されてから、4年が経過していますが、既に様々な歪みが生じており、平成20年12月20日付けの読売新聞には、法科大学院を積極的に推し進めていた宮沢節生青山学院大学法科大学院教授でさえ「定員、全校3割以上削減を」と題する文章を発表しています。

法科大学院の現状を踏まえ、当会の平成11年11月の「司法改革についての意見書」を一步進めた意見書乃至総会決議を上げ、社会に警鐘を鳴らすのが私達弁護士の使命なのではないでしょうか。

4. 司法過疎問題

よく誤解されるのですが、私は、「司法過疎問題を解消する必要はない。」などと申し上げるつもりは毛頭ありません。

司法過疎解消の問題と合格者3000人との間に因果関係がないということを申し上げているのです。

ゼロワン地区の解消のためには、20人程度の弁護士で足りると言われており、ゼロワン地区以外の司法過疎解消を考えたとしても、とても毎年3000人司法試験合格者を輩出しなければならないということは結論づけられません。現在でも、弁護士は需要に比較して供給過多の状態にあります。

司法過疎解消の問題は、数の問題ではなく、弁護士の配置の問題なのです。

また、人口比で単純に司法過疎であると結論づけることもあまり意味がないと思っています。例えば、私の所属する伊丹支部は、全国237本部・支部ある中で対人口比で弁護士の数が少ない順番で言うと、上から60番目の弁護士の少ない司法過疎地域に位置づけられます。

しかし、伊丹支部は、大阪や神戸本庁・尼崎支部からも近く、また、大阪ブラン

ドに対する信頼が高いためか、大阪の弁護士に依頼する当事者も多く、交通の便が良いため、到底全国 60 番目の司法過疎地域とは思えません。

司法過疎解消を考える際には、当該地域の経済状態、文化や歴史、交通の便、事件数等々多面的に諸事情を総合考慮して検討する必要があると思います。

そして、司法過疎地域に弁護士を配置する一番良い方法は、司法過疎地域に公設事務所を作り、日弁連や各単位会の理事を経験された弁護士が数年間交代で司法過疎に赴任するというのが一番だと思います。

弁護士経験も豊かですし、子供の教育問題等が発生しないからです。

「東京や大阪等大都会で登録し、扶助事件や国選事件などをしようともしないで司法過疎解消などというのは卑怯だ」との汚名を着せられることもありません。

5. 業務拡大

弁護士の業務拡大は当然目指すべきですが、これまで日弁連及び各単位会が長年の間、業務拡大を呼び、様々な可能性を模索してきましたが、結果を得られているとは言えないと思います。

中小企業の事業承継や社外取締役等の道が探られていますが、案件が少なく、また、経済的合理性が認められないことが分かってきています。

平成 12 年頃に司法改革が叫ばれて以降、「弁護士の需要はいくらでもある。」「行政や官庁からの需要もいくらでもある。」と言われていました。確かに、弁護士は行政等から重宝されます。しかし、これらの需要は、2 時間から 4 時間以上拘束されて法律相談 1 時間分程度の報酬といったボランティア的公的役務のことです。私は、多数の公職経験をさせて戴いており²⁶、これらボランティア的な仕事も好きですが、経済的合理性に裏打ちされた業務拡大とは関係のない需要だと思います。

そして、全国の弁護士が英知を絞り、長年に亘る涙ぐましい努力にもかかわらず、業務拡大の努力が効を奏しないということについて、そろそろ私達は素直な気持ちで直面すべき時に来ているように思われます。『青い鳥』がどこかに存在するわけではないのではないでしょうか。

²⁶ 私が経験した公職は、以下の通りです。

伊丹市行財政懇話会理事（現在は退任）、社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団理事、伊丹市立婦人児童センター専門相談員、尼崎市立女性・勤労婦人センター専門相談員、伊丹市男女共同参画政策懇話会委員（現在は退任）、尼崎市男女共同参画申出処理委員、三田市情報公開審査委員会委員・三田市個人情報保護審査会委員、尼崎市セクシュアル・ハラスメントについての相談員、民事・家事調停委員等

もし、本気で抜本的な業務拡大を図るというのであれば、懲罰的慰謝料や何らかの法律制定を求める以外にはないように思われます。

平成20年12月6日に開かれた当会の「法曹人口を語り合う」市民シンポジウムで、某国議員が「アメリカでは5万円以上の契約書等を作成する場合は、弁護士を関与させることが法律で強制される。」ことについて言及されました。

アメリカでは、弁護士がロビイ活動を行い、弁護士が新たな法律を作り出すようにし向けることが活発に行われています。例えば、レモン訴訟を容認する法律やホイッスル・ブローアー法がその典型的なものと言われています。

「レモン」とは、スラングで「欠陥」を意味するそうです。「欠陥」というと、PL法のことかと思われる方がいらっしゃるかもしれません、そうではありません。PL法は、製品に欠陥があり、事故等被害が実際に発生した場合の法律で、その場合、アメリカでは、当然のように桁違いの懲罰的慰謝料が認められます。これに対し、レモン訴訟というのは、実際に事故が発生しなくとも当該製品に欠陥があれば訴訟提起ができるというものです²⁷。レモン訴訟で消費者側が勝訴すれば、消費者側弁護士は法廷で勝ち取った金額の4割相当の弁護士報酬を相手方企業から支払わせることができるそうです。

ホイッスル・ブローアー法とは、政府に収める兵器の材質や数量について不正を行った企業の社員が内部告発をした場合に当該内部告発社員に不正金額（取引金額）の30%の報償金を与えるとした法律で、国防企業の契約金額は1000万ドル単位で数十億ドル（日本円で言うと数千億円）の取引も珍しくないそうですので、報償金額の単位は、少なくて数十億円から千億円単位の報償金が告発した社員に支払われ、その40%程度が弁護士報酬になるとされています。

「訴訟亡國アメリカ」という本では、「ひとつの訴訟が流行し、一つの企業群が滅ぼされると、また次の標的をもった法が登場し、次の訴訟ブームを呼ぶ。」²⁸と表現されています。アメリカでは弁護士のロビイ活動が盛んなことがたかも良い現象であるかのごとく言われることがありますが、決してこのようなアメリカの現象は見習うべきものではないと思います。

²⁷ 文藝春秋「『訴訟亡國』アメリカ」高山正之・立川珠里亜著第89頁によれば、「この結果、事故の発生を待って動き出したアンビュランス・チェイサーは、救急車が走り出す前から、出動する機会を待つようになった。」と表現している。

²⁸ 文藝春秋「『訴訟亡國』アメリカ」高山正之・立川珠里亜著第120頁参照

このようなアメリカの異常な事態を招く必要はないとしても、現行の法律の枠内での業務拡大は、きわめて困難であるのが現実ではないでしょうか。

私は、業務拡大に誠心誠意探求している弁護士を尊敬していますが、業務拡大への探求と同時に、従前の業務についての弁護士選任率を上げる方法や、あるいは、司法書士や行政書士等他士業に奪われた法律業務を取り戻す努力こそが現実的な「業務拡大」につながると信じています。

6. 弁護士法第72条問題

弁護士法第72条問題は、法曹人口と表裏一体の関係にあります。いくら司法試験合格者数を絞り、弁護士の質を確保したとしても、法律業務を行うのが弁護士に限られないのであれば、弁護士としての資格を持たずに法律業務を営む、所謂「事件屋」等の暗躍による人権侵害を法律で容認することになるからです。

従って、弁護士法第72条問題は、法曹人口問題と同様に死守しなければならないきわめて重要な問題なのです。

ところが、弁護士法第72条は、現在、未曾有の危機に曝されています。

規制緩和の流れをくむ司法改革が、司法試験合格者数についての制限を撤廃し、誰でもが弁護士業務を営めるようにすると同時に弁護士自治を無くすことが目的の一つであることは、以下の72条問題の議論の経緯等を見て戴ければ十分お分かりになると思います。

まず、平成13年6月12日の司法制度改革審議会が出した「司法制度改革審議会意見書」には、「第3項 弁護士制度の改革」「7. 隣接法律専門職種の活用等」欄において「弁護士法第72条については、少なくとも、規制対象となる範囲・様様に関する予測可能性を確保するため、隣接法律専門職種の業務内容や会社形態の多様化などの変化に対応する見地からの企業法務等との関係も含め、その規制内容を何らかの形で明確化すべきである。」として、司法書士の簡裁代理権、弁理士への代理権付与、税理士の補佐人権限の付与、ADR等訴訟手続き外の法律事務に関する隣接士業の活用等々が詳細に記載されていました。

そして、平成15年12月8日の司法制度改革推進本部での法曹制度検討会第24回議事録²⁹では、弁護士法第72条問題と親子会社の問題が議論されています。弁護士法第72条問題と親子会社の問題とは、要するに親子会社間であれば、弁護士資

²⁹ <http://www.kantei.go.jp/jp/singi/sihou/kentoukai/seido/dai24/24gijiroku.html> 参照

格を有しない社員等が法律業務を営むについて報酬を受け取っても良いのではないかという問題です。この問題について、法務省の黒川弘務法務省大臣官房司法法制部司法法制課長が、「完全親子会社であっても、法人格が別である以上は、『他人性』の要件を欠くとして同条の構成要件に該当しないとすることは困難であろう」と発言しています。これに対し、日弁連元会長の平山正剛弁護士は、「私は、個人的には」「親子会社の場合は、親会社が子会社の50%を超える株式を所有し、子会社を支配していること」「に加えて」「財務諸表規則第8条の適用を受ける会社間である」「その範囲内の親子会社間においては、弁護士法第72条の『他人性』を有しないものと解決してよいのではないかと言っていたわけで」「構成要件該当性、違法性、有責性というようなことを言っていてはなかなか我々の実務の方が動きませんので、むしろ社会的に認められ、許容される範囲は一体何なのかということで、例えば経済界や我々が考えて、これは誰が見ても、これを取締の対象にしないでいい範囲というのがあるのではないか。そういうものを実務が形成していくけば、これは構成要件には該当しているけれども、違法ではない」「許されるということで。」と発言しました。案の定、平山発言を受けて法務省出身の太田茂委員が「日弁連の側からそのような一つの明快な基準の考え方も出されたのに、何か法務省がまだそれでも固いというような受け止め方があるのではないかとやや危惧するのですけれども」と発言し、「通常厳格に解釈すべき日弁連が弁護士法72条を緩く解釈しているのに、むしろ法務省の方が厳格に解釈していると見られて非難されるのは困る」という趣旨の発言をしています。

親子会社間で弁護士法第72条の適用が除外されれば、傘下の子会社を有する親会社をさえ買収すれば、会計上本来計上できないはずの上納金を「法律業務に対する報酬」という名目で合法的に吸い上げができるようになるわけです³⁰。

実際、親子会社に弁護士法第72条が厳格に適用されないとすれば、弁護士以外の者が合法的に法律業務を営めることになり、弁護士法第72条の趣旨が没却されることになります。この議論は、弁護士資格を有しない一般社員が法律業務を行いうることを認めるべきということを意図した議論で、とりもなおさず社内弁護士は必要ないということを含意しています。

³⁰ 法務省出身の太田委員の方が「例えば暴力団とか右翼のフロント企業が、オーナーから全株式を二束三文で買い取って、100%子会社の法律問題だから、他人性はないから罪にならないというエクスキューズをするような事件が発生することも容易に予想されます。」と発言している。

このような問題意識・危機意識の欠落した日弁連執行部の感覚とは一体何なのでしょうか。

また、規制改革会議では、平成13年12月11日付け「規制改革の推進に関する第1次答申」の中で「弁護士法第72条の見直し」として「隣接法律専門職種の有する専門性を、ADRを含む訴訟手続き外の法律事務に関してもっと活用する余地がある」「隣接法律専門職種の業務内容や会社形態の多様化などの変化に対応する見地からの企業法務等との関係も含め、その規制内容を何らかの形で明確化すべき」と記載し、平成14年3月29日、閣議決定された「規制改革3カ年計画(改定)」でも、「弁護士法第72条の見直し」を謳い、平成14年7月23日付け「中間とりまとめ－経済活性化のために重点的に推進すべき規制改革」でも「(6)弁護士法第72条の見直し」として「1. 弁護士に認められる業務独占の範囲を、必要最小限のものとすること」「2. 弁護士法第72条において」「ただし書を『ただし、他の法律で別段の定めがあるときには、それに従う。』と改めること」「3. 法廷外法律事務について、弁護士以外の専門家(隣接法律専門職に限定しない)が行えるようにすること」「4. 会社から権限を付与された社員が、当該会社の訴訟代理人となれるようにすること」と記載しています。同様の記載は、平成14年12月12日付け「規制改革の推進に関する第2次答申－経済活性化のために重点的に推進すべき規制改革」の中でも、平成15年3月28日、閣議決定された「規制改革3カ年計画(再改定)」の中でも、また、同年12月22日付け「規制改革の推進に関する第3次答申－活力ある日本の創造に向けて」の中でも、同様の記載が繰り返されています。

そして、平成16年3月19日付閣議決定を得た「規制改革民間開放推進3カ年計画」では、「非弁護士の法律事務の取扱可能範囲を拡大させる観点から、法廷外法律事務について、少なくとも会社がグループ内の他の会社の法律事務を有償で受託できるようにすることを含め消費者保護の必要性が薄い対事業者向けのサービスについて直ちに同条の例外とするなど、弁護士以外の専門家(隣接法律専門職種に限定しない)が行うことのできる範囲を拡大すべきであるとの指摘」「会社から権限を付与された社員が、当該会社の訴訟代理人となれるようにすることについても、そのようにすべきであるとの指摘」があると一歩進めた議論が行われています。弁護士業務の独占事項をできる限り狭めるようにということが目指されている

わけです。

そして、規制改革会議の平成19年5月8日付け規制改革会議の議事録には、福井秀夫委員が「例えば知財訴訟をやるとか行政訴訟をやるという人材と、非常に決まり切った小額の貸金債権の回収だけやるという弁護士と仮に分化しているなら、後者の弁護士にはそんなに高度な知識は要らないでしょう。」という話に対して佐々木主査が「そのようなことを言うと、そもそも弁護士という資格がなくてもいいわけですね。」と言ったことに対して、福井委員が「本来はそうなんです。我々は究極的にはそう思っているんです。」と規制改革の究極的目的を吐露しています。

そして、規制改革会議の平成20年12月22日付け「規制改革推進のための第3次答申－規制の集中改革プログラム」³¹の「法務・資格分野」において「①資格制度全般」で「業務独占資格については、業務の独占、合格者数の事実上の制限（中略）などの規制が設けられることで新規参入が抑制され」「市場における競争が制限される環境を生み、競争を通じて本来国民が享受できる良質で多様なサービスの供給が阻害される」とした後で、「有資格者でないとできない業務範囲を可能な限り限定し」「他の職種の参入も認めるなど、資格者の垣根を低くすることにより各種業務分野における競争の活性化を図る必要がある」とし、「具体的の施策」として「ア　社会保険労務士への簡易裁判所訴訟代理権等の付与」「イ　隣接法律専門職種への行政不服審査の代理権の付与」として司法書士や行政書士への行政不服審査への代理権を認めるべきということが詳述されています。のみならず、「(ADRの)認証取得を得るために弁護士会に協力を求めることが一番の近道と」なっていることについて「ADR機関の自立性・多様性に著しい制約を課す内容となっている。」と痛烈に批判した上で、「ADR法は、手続き実施者としてADRに関与することにより、国民に紛争の実情に即した迅速な解決を図る手続きを提供するものであり、制度を所管する法務省は、(中略) ADR業務に多くの団体が参画できるよう、ADR法の適正な解釈・運用が行われるよう必要な措置を講ずるべき」として、弁護士や弁護士会とは関係なくADRの運用を実施できるよう弁護士法第72条の形骸化という目的を隠そうともしていません。

アメリカから日本に出される年次改革要望書にも弁護士法第72条問題について

³¹ 規制改革会議の資料はいずれもインターネット上に公開されている。
<http://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/publication/index.html>

の強い要望がなされています。まず、1994年の要望書には、「アメリカ政府は、日本政府が日本の外国法律家の活動に適用しうる規制を更に自由化することを求める。」「日本での国際仲裁行為において、外国法律家が当事者を代理する権能に対する規制を全て撤廃する。」と記載し、翌1995年には「外国法律家の活動に適用しうる規制を更に自由化することを求める。」とし、1997年から1999年にかけては「外国法事務弁護士による準法律専門職の雇用と、日本政府機関に対して依頼人の代理ができるようにする。」等徹底的に外国弁護士規制の緩和を求め、2001年には、更に一步進めて「外国弁護士の待遇を日本における弁護士と同様にする」ことを求め、2003年の中間報告にも「外弁が」「日本弁護士による専門職法人と同一の位置付け、また、利便を備えて専門職法人を設立すること」と報告され、2004年の年次改革要望書には、「外弁それぞれの権限及び法律業務について依頼人に対する説明義務は、近代的かつ国際的慣行³²に沿ったものであり、不合理に負担となるものにしない。」とハードルを下げる一方で、「仲裁、調停、仲介その他のADRプロセスにおいて報酬のために中立者として活動する紛争処理組織、外弁、非弁護士は、法律業務を行っているのではなく、従って弁護士法第72条、あるいは、外弁法に違反するものではないことを、新しい立法措置を通じて明確にする。」「非弁護士が、自身であるいは中立者として取り扱うADRプロセスは、弁護士の監督を受けるとする要件は一般的に課せられないこととする。」とし、2005年の中間報告にも「ADR法の下で認証を受けたADR業務は、弁護士法第72条に違反するとは解されない。同様に、ADR業務において弁護士でない者が提供するADR業務が認証を受けていなくとも、弁護士法第72条に違反するとは解されない。また、仲裁法に従って、仲裁人として活動することも、弁護士法第72条に違反するとは解されない。」と具体的、かつ詳細に弁護士法第72条の骨抜きが徹頭徹尾進められていることが記載されています。上記、特にADRにおける弁護士法第72条に対する攻撃は、2004年から2006年にかけて容赦なく続いていました³³。

以上を見て戴いても弁護士法第72条がいかに集中砲火を浴びているかがよくお分かり戴けると思います。

³²「近代的かつ国際慣行に沿ったもの」とは、英語による説明でも可とする趣旨に受け取れはしないだろうか。

³³ 詳しくは、2008年12月15日付け拙稿「資料；年次改革要望書」をご覧下さい。

あたかも呑気な小動物が持っている肉片を狙う禿鷹が空一面を黒く覆い尽くしているかのようです。

弁護士法第72条は、法律業務が人権というきわめて重大な、しかも、デリケートなものを扱うことに鑑み、「少数者の人権を擁護し、社会正義を実現」する法律上の義務を負っている弁護士のみ³⁴が、法律業務を行えるとして、依頼者市民の権利擁護を図っているのです。

私達が法曹人口の抑制、弁護士法第72条の堅持というと、決まって「既得権益の擁護だけしからん。」という批判を受けます。そして、私達は、上記批判を避けるため、様々な法律業務の割譲を自ら行ってきました。その結果、弁護士法第72条は今や瀕死の状態です。

しかし、私達が割譲した権益は、結局、他の誰かの権益になっただけのように思われます。そして、その他の誰かがその権益を我々弁護士以上に市民や社会正義のために用いているかどうかについては疑問があります。

私達は、どんな非難に曝されようとも、自分達のためではなく、市民のため、社会正義のため、弁護士法第1条と弁護士法第72条の精神に今一度立ち返り、弁護士法第72条を死守しなければならないのです。

弁護士法第72条の堅持が前提としてなければ、法曹人口問題や非弁活動にどれほど頑張ったとしても意味はないと言うことを私達は反省を込めて自覚する必要があるのではないでしょうか。

7. 司法予算の増大

司法改革で必要な改革は、法曹人口増大や法科大学院等ではなく、法曹一元と司法予算の増大でした。私が原理・原則の冊子で『小さな司法』を目指すべきだと申し上げたとき、私が司法予算の減少を求めていると誤解された方が多数いらっしゃいました。しかし、『小さな弁護士会』のところで述べたとおり、『小さな』というのは、あくまでも必要十分な限り最低限であるべきという原理を申し上げているのであり、司法予算は未だ到底必要十分なレベルには達していないと思います。従つ

³⁴ 他の士業は公正誠実義務しか負わされていない。

ex) 司法書士法第2条「常に品位を保持し、業務に関する法令及び実務に精通して、公正かつ誠実にその業務を行わなければならない。」税理士法第1条「独立した公正な立場において」「税務義務の適正な実現を図ることを使命とする。」社会保険労務士法第1条の2「業務に関する法令及び実務に精通して、公正な立場で、誠実にその業務を行わなければならない。」行政書士法に至っては、職責や使命が法律上規定されていない。

て、私が司法予算の増大を求めるのは当然のことと言えます。

我が国の国家予算は、近年、年間約83兆円程度ですが、そのうち裁判所関連の予算（司法予算）は、約3200億円に過ぎません。国家予算との関係で言うと、0.37%程度に過ぎないので。昭和25年から平成13年に掛けて、司法予算が1%を超えたことは一度としてなく、しかも、昭和30年代当時、司法予算が国家予算に占める割合は、0.8%～0.9%だったのですから、司法予算は実質的には半分以下の割合に減らされてきたといつても過言ではありません。そして、平成12年から司法改革が始まりましたが、2003年から2008年にかけての司法予算の国家予算に占める割合は、ほぼ横ばい状態を推移しています。

諸外国との比較を見ても我が国の司法予算の低廉は際だっています。

例えば、国民1人当たりの民事法律扶助予算は、イギリスで3257円（日本の8.1倍）、ドイツで746円（日本の18.7倍）、フランスで516円（日本の12.9倍）、アメリカで309円（日本の7.7倍）、日本では40円に過ぎません。また、国民1人当たりの公的刑事弁護費用もイギリスで4353円（日本の57.3倍）、アメリカで1781円（23.4倍）、フランスで220円（日本の2.9倍）、ドイツ176円（日本の2.3倍）で日本は76円に過ぎません。

訴訟手数料も一向に下げる気配がありません。また、検察官や裁判官を増やす気配も一向にありません。それどころか、ここ数年の司法試験合格者数の激増の一方で、検察官や裁判官の採用数は微減傾向にあります³⁵。また、司法過疎地域における簡易裁判所の統廃合も暫時進められ、昭和63年5月頃、100庁以上が統廃合されるなどして、昭和42年には575庁あった簡易裁判所が平成8年12月31日には、438庁に減少していると同時に次々に法改正されて管轄が中央に集められています。

「司法へのアクセス拡充」「市民のための司法改革」というのがいかにお題目に過ぎないか明らかです。

司法予算の拡充について、日弁連は、平成2年5月25日に行われた第41回定期総会の「司法改革に関する宣言」において「司法を人的・物的に拡充するため、司法関係予算を大幅に増額すること」を求め、平成12年5月24日に行われた第

³⁵ 平成17年（二回試験合格者数1158人）の裁判官採用数は124人で、検察官96人、平成18年（同1386人）は、裁判官115人で検察官87人、平成19年（同2376人）は裁判官118人に検察官114人であるが、平成20年（同2340人）は、裁判官99人に検察官93人しか採用していない。

5 3回定期総会「司法改革に対し抜本的な予算措置を求め、市民のための大きな司法の実現を目指す宣言」において「政府が必要かつ十分な予算措置を講じなければ、これらの制度改革の目的は達せられない」「司法改革に対し、抜本的な予算措置を行うことは、何よりも国民の要請と利益にかなう」として司法予算の増大を求める宣言を行いました。

しかし、司法制度改革審議会においても規制改革会議においてもマスコミにおいて、「全く」といってよいほど司法予算の問題について検討されていません。

司法予算の増大を叫ぶと、決まって言われるのは、「国家予算を司法に振り分けるのは難しい。」「国民にこれ以上の重税を課すことは難しい。」という言い訳です。しかし、私達は、裁判員制度を推し進めるにあたり、最高裁判所や法務省の惜しげもない予算の消費を目の当たりにしました。司法予算の問題は、税金の適正配分の問題です。勿論、第一次的に配分されるべきは、医療と福祉でしょうが、道路特定財源³⁶の5%で、現在の司法予算と同額に達するのです。

そうすれば、国選報酬の適正化、訴訟費用の低額化、扶助の給付制への転換、当番弁護士の国費制等々実現可能になるでしょう。

司法予算増大の問題について批判と意見を言えるのは、弁護士会のみです。

私達が国選報酬の増大を要求すると、国会議員やマスコミは「弁護士は人権のために闘うのが筋なのだから、低廉に押さえられるからといって文句を言うのは何事か。」といったお叱りを受けます。しかし、私達が要求しているのは、弁護士たる「業として最低限の報酬」を求めているだけです。国選被告事件の通常的な案件で、記録閲覧のために要する時間或いは謄写費用、接見に要する時間（往復時間を含め）、最低裁判所に2回程度出頭するに際して要する時間（往復時間を含め）等を総合すると、平均約15時間程度がかかると言われており、法律相談料程度に相当する15万円程度が国選報酬として最低限保障されるべきなのではないでしょうか。

国家予算の問題は、「死んでいる」と評される刑事裁判において被告人に対して十分な刑事弁護による保障を裏付けるもので、付言すれば市民の「裁判を受ける権利」の実質的な担保の問題なのですから、臆することなく正々堂々と世間に對して効果的に訴えるべきだと思います。ところが、実際には、司法支援センターに移行

³⁶ 国・地方あわせて道路特定財源の税収は約7兆円近い金額に上る。

した途端、国選報酬が下げられました。これは、どういうことでしょうか。

「司法予算の拡充無くして司法改革なし」言っても過言ではなく、弁護士制度の根幹を形成する弁護士の自主・自立性の前提条件たる経済的基盤の安定は社会にとっても不可欠なはずで、批判に臆することなく司法予算の増大を求めていくべきだと思います。

8. 捜査の可視化問題

捜査の可視化問題は、全面可視化（全過程可視化）を実現しなければ意味がありません。一部のみの可視化では、記録されていない捜査手続きで自白強要が行われるであろうことが容易に予想されるからです。しかも、ビデオ録画であることが必要です。視覚的効果は絶大なものがありますし、実際のところ、録音のみを後から検証したとしても、捜査段階で何が行われたのかは、よく分かりません。

日弁連では、2003年8月20日、「取り調べの可視化実現ワーキンググループ」を設置し³⁷、可視化実現に向けた刑事訴訟規則の一部改正案の作成³⁸、「被疑者ノート」の作成、各種シンポジウム³⁹、市民集会等の開催、国会議員要請活動、パンフレットの作成⁴⁰、海外視察調査、会員向け研修⁴¹、取調べ可視化の試験的実施の提案⁴²、署名活動、会長声明、意見書⁴³等、取調べ録画・録音試行についての申入れ⁴⁴、人権擁護大会宣言・決議⁴⁵等々きわめて精力的に活動してきました。

³⁷ 同WGは、その後、「取調べの可視化実現委員会」に改組され、2006年4月14日、「取調べの可視化実現本部」に改組された。

³⁸ 2003年12月4日「取調べ可視化のための立法案」の提案

³⁹ 2005年7月16日、「取調べ室の間に可視化で光りを」、2007年3月31日「経験交流会自白強要といかに闘うか－「被疑者ノート」の実践」、2006年8月29日、「密室取調べの真偽、貴方が裁判員なら判断できますか？裁判員制度が始まると同時に、取調べの可視化実現を！」2007年4月24日「鹿児島選挙違反事件12名全員無罪判決の元被告人と取り調べの可視化（録画・録音）を考える緊急院内集会」「緊急報告会 鹿児島選挙違反事件元被告人が語る取り調べの実態」、2007年6月6日「取り調べの可視化（録音・録画）を考えるシンポジウム「えん罪を生み出す取り調べの実態～ある日突然逮捕されても～」」等々

⁴⁰ パンフレット「取調べの可視化で変えよう、刑事司法！」

⁴¹ 2006年8月29日、日弁連特別研修「取調べ可視化時代の刑事弁護活動－取調べの録画・録音試行への対応」、2007年12月13日、日弁連特別研修「自白強要といかに闘うか－否認事件の弁護活動（捜査・公判前整理手続き・公判）」、2008年11月20日、日弁連特別研修「取調べの一部録画に対応する弁護活動－被疑者国選弁護事件の対象拡大を前に」

⁴² 2006年1月20日「取調べ可視化の試験的実施の提案」で、日弁連は、試行地域大阪府と福岡県の裁判員裁判対象事件について、試行期間2年間で原則全過程録画を提案した。

⁴³ 2003年7月13日、「取調べ過程の透明化を（会長談話）」、同日、「「取調べの可視化」についての意見書」、2007年2月23日、「鹿児島選挙違反事件判決についての会長声明」、同年10月10日、「富山県氷見市における強姦・同未遂事件最新無罪判決についての日弁連コメント」、2008年6月3日、「取調べの可視化（取調べの全過程の録画）を主な内容とする刑事訴訟法改正案に関する会長談話」

⁴⁴ 2006年6月13日、日弁連は、検事総長に対し、録音・録画の試行について、全課程の録画・録音、警察の取調べについても試行がなされるべき、録画・録音の方法等について申入れを行った。

⁴⁵ 2003年10月17日、人権大会「被疑者取調べ全過程の録画・録音による取調べ可視化を求める決議」、2007年5月25日、第58回定期総会「取調べの可視化（録画・録音）を求める決議」

刑事事件の被告人にされたら、一晩で人生が一変します。しかも、最近の微罪逮捕、刑罰の厳罰化傾向は顕著です。仮に共謀罪が制定され、国家側が暴走を始めたら、普通の人であっても国家に睨まれたが最後、逮捕・公判請求される事態が一般的に生じないと誰が断言できるでしょうか。

身柄を拘束され、会社に知れたらどうしようかと思う中で、警察から「今認めたら釈放してやる。」「認めて反省すれば執行猶予がつく。」と言われたら、実際には犯罪に手を染めていなくても自白しないとは限りません。富山県等の誤認逮捕事件で（勿論弁護人自身に問題があったケースもあったようですが）、「被告人が弁護人の前で落ち込んだ様子で「やりました。」と言い、公判段階でも被告人が一向に自白態度を変えなかったら、自分が弁護人であっても…。」と背筋が寒くなる感覚にとらわれた方は1人や2人ではなかったのではないかでしょうか。

このような誤認逮捕事件等をなくすにあたり、もっとも効果を発揮するのが捜査の可視化です。上記不幸な事件は、仮に、腕利きの弁護人がついても、捜査段階で被疑者が捜査機関に完全に懷柔され、心底から自白を固められてしまったのでは、どうしようもない事態が生じてしまう危険性があるからです。また、逮捕されただけで人生が変わるわけですから、逮捕捜査の前段階で何らかの抑止力を働かせるのでなければあまり意味がありません。この点、被疑者ノートや被疑者国選も抑止力にはなりますが、弁護人が四六時中捜査に張り付いているわけではありませんし、被疑者ノートを丁寧に、かつ正確に書き付けることには被疑者に一定条件の能力が求められるだけでなく、長時間捜査で疲れた被疑者への負担が重く、被疑者ノートに頼るのには一定の限界があるからです。可視化と被疑者ノートを組み合わせることにより、被疑者ノートの機能がより効果的に活かされるように思います。

違法・不当な取調べを抑止し、取調べの適正化を図り、取調べ状況を客観的にすることにより自白の任意性立証を可能にする捜査の全面可視化を実現すべく、今後とも誠心誠意努力する必要があることには異論は出ないと思います。

（取調べの可視化問題について、日弁連の活動は目覚ましく⁴⁶、法曹人口問題についても日弁連が取調べの可視化問題のように一丸となって運動すれば、流れを変えることもできるのではないかと思うほどです。）

⁴⁶ 取調べ可視化についての丹念な海外調査及び訂正な報告書を日弁連ホームページで見ることができます。

9. 人質司法の問題

裁判員制度導入に伴ってかどうかは分かりませんが、前項記載の通り捜査の可視化については、かなりの前進が認められる一方で、人質司法については、ほとんど目覚ましい前進は認められないといつても過言ではありません。

人質司法の解決は、裁判員制度導入に当たり、捜査の可視化問題と同等、否、それ以上の重要性を有します。公判前整理手続に対応するためには、被告人ときわめて綿密な打ち合わせを要します。公判前整理手続に原則失権効があり、しかも、公判前整理手続における裁判官が公判も対応するため被告人の対応如何では、公判前に不利な心証を形成されかねないからです。そのため、公判前整理手続に被告人を同席させることは、リスクを伴います。しかし、重大な案件では被告人を同席させざるを得ないのが実情ではないでしょうか。身柄拘束をされている被告人との打ち合わせは、時間的にも非常に制限されますし、電話確認ができない等⁴⁷手段としても大変制限されます。

改めて指摘するまでもありませんが、人質司法が我が国の刑事司法を形骸化させたと言えます。身柄拘束されれば、誰でも「釈放されたい。」「一刻も早く執行猶予をつけてもらいたい。」と願うのが人情で、そのために実際には犯罪を犯してなくても自白している例は枚挙に暇がありません。

このようにして、捜査段階での自白が強要され、公判段階に至っても自白の任意性立証はきわめて難しいわけですが、捜査段階で自白して公判段階で否認に転じると「反省していない。」ということで厳罰に処せられます。

また、無罪推定の原則も刑事弁護をしていると、実際には有罪推定の原則に変更されたのかと見まがうほど刑事裁判で（一部）無罪判決を宣告することに対する裁判官の抵抗感は著しいものがあります。

実際、大野病院の医師逮捕事件などを見るまでもなく、罪証隠滅の恐れも逃亡の恐れもないのに何故簡単に逮捕状が出たのか、何故否認しているからといって保釈が認められないのか、裁判所は裁判所の機能を検察庁と同じ機能だと誤解しているのではないか等々疑問を抱かざるを得ないことがあります。

人質司法等が温存されたままで、裁判員制度に突入した場合、連日開廷、超短期

⁴⁷ 一部電話接見ができるようになりましたが、時間的制限があり、警察の電話を通じるわけですから、怖くて下手な発言はできないでしょう。

決戦、失権効等々刑事弁護に対する負担の重さを考えると、暗澹たる気持ちにならざるを得ません。

裁判員制度導入に伴っての効果かどうかは分かりませんが、保釈率も無罪件数も若干上がったように思われます。また、捜査の可視化についても前進が認められます。この機会に人質司法改善の気運を盛り上げるべき時に来ているのではないでしようか。

10. 裁判員制度

裁判員制度について、兵庫県弁護士会の課題のところで、「弁護士会として裁判員制度の問題点について指摘すべき」ということ、裁判員の問題の根源が「裁判員制度のための制度になっているのではないか」旨申し上げました。

公判前整理手続も連日開廷も原則3日の審理手続きも部分判決も、そして、公判前整理手続の失権効もいずれも裁判員に負担を掛けないために認められたもので、被告人の人権擁護の観点から認められたわけではありません。刑事訴訟法等刑事手続きは、被告人の手続き保障のための手続きのはずですが、ひとたび裁判員制度が論じられると、たちまち被告人の手続き保障は脇役に押しやられ、裁判員の負担軽減を主眼に置かれた制度設計が行われていることに最大の問題があると思います。

司法制度改革審議会の平成12年11月20日付け中間報告にも、平成13年6月12日付け意見書においても、一応被告人の手続き保障という言葉は出てきますが、保釈率の低さや保釈判断の不合理性、無罪推定の原則の形骸化等といった問題点について具体的に触れられることはませんでした。

「市民の司法参加」「司法の民主主義化」というと聞こえは非常に良いです。

しかし、国民の一般常識が有用性を持つ軽微な事件ではなく重罪事件から始める事、司法制度改革審議会の中間報告及び意見書には、国民の司法参加について、「統治客体意識」「から脱却」⁴⁸「統治主体」「である国民は、司法の運営に」「参加し」⁴⁹等という文言が用いられていること⁵⁰、陪審員制度についてあれほど導入を嫌がっていた裁判所や検察庁が積極的に裁判員制度の導入を進めようとしているこ

⁴⁸ 司法制度改革審議会平成12年11月20日、「中間報告」参照

⁴⁹ 司法制度改革審議会平成13年6月12日、「司法制度改革審議会意見書」参照

⁵⁰ 花伝社「裁判員制度を批判する」小田中聰樹著第104頁以下、現代人文社「えん罪を生む裁判員制度」石松竹雄、土屋公献、伊佐千尋著第153頁以下、講談社「裁判員制度はいらない」高山俊吉著第132頁以下参照 ちなみに、フランスで参審制が導入された経緯は、陪審による高い無罪率を治安維持の観点から是正するために導入されたそうである。(埼玉県弁護士会会報2008年8月号第23頁以下参照)

と等からして無批判に受け入れるには慎重になる必要があると思います。

裁判員制度は、被告人に選択権がないこと、全員一致による判断ではないこと、無罪判決に対する控訴が認められていること、量刑判断に一般市民の判断が入ること等において、陪審員制度とは似て非なる制度だと思います⁵¹。

何よりも、公判前整理手続は、裁判の公開原則及び起訴状一本主義に反する問題ある制度だと思います。2009年1月3日付け読売新聞の記事には「公判前整理手続について、最高裁が昨年11月、情報開示を進めるよう促す文書を全国の地裁・高裁の事務局長あてに出していた」との報道が掲載されました。

最高裁が裁判官の独立に対する容喙との批判を恐れず、上記文書を出したというのは、最高裁自身が公判前整理手続について裁判の公開を定めた憲法に抵触することを自覚していることの証左でしょう。しかし、事後的に間接的に情報をマスコミ等に開示することと、裁判の公開とは次元を異にします。裁判の公開が事後的な情報公開で良い等というのでは、裁判の公開が認められた趣旨が没却されると思います。更に言えば、公判前整理手続は失権効と相まって、公判手続きを儀式化する危険性を秘めています⁵²。

また、裁判員制度と似ているフランスの参審制でも、予断排除のために公判前手続としての予審を担当する予審判事は、公判を担当する職業裁判官とは別人が担当することになっており⁵³、訴訟指揮計画の必要上裁判長だけは予審調書を見ることができますが、公判と評議において予審手続きのことを過失によって漏らしても全ての手続きが無効になります⁵⁴。我が国においても、起訴状一本主義を貫くために公判前整理手続に関する裁判官と公判手続きに関する裁判官とを別にするべきではないでしょうか。

日弁連は、2008年8月20日、各単位会の延期決議等を受けて「(裁判員制度が) 予定通り実施されるよう、ここに改めて強く求める」との「裁判員制度施行時期に関する緊急声明」を会長声明として公表しました。

⁵¹ 新風舎「これでいいのか裁判員制度」田邊信好著第59頁以下、講談社「裁判員制度はいらない」高山俊吉著第115頁以下、講談社「裁判員制度の正体」西野喜一著第45頁以下参照

⁵² 公判前整理手続きの弊害については、現代人文社「えん罪を生む裁判員制度」石松竹雄、土屋公献、伊佐千尋著第133頁以下が詳しい。その他、花伝社「裁判員制度を批判する」小田中聰樹著第128頁以下参照

⁵³ 埼玉県弁護士会会報2008年8月号第23頁以下参照

現代人文社「えん罪を生む裁判員制度」石松竹雄、土屋公献、伊佐千尋著第137頁以下参照

⁵⁴ 現代人文社「えん罪を生む裁判員制度」石松竹雄、土屋公献、伊佐千尋著第45頁参照

しかし、違憲性の疑義まで出され⁵⁵、全面的証拠開示や人質司法等の改善等一定の条件を満たさなければ問題があることを誰しも認める裁判員制度について問題提起や社会に警鐘を鳴らすことを放棄して、「予定通り実施」すべき等というのは弁護士会のあるべき姿ではありません。

物言えぬ被疑者・被告人に成り代わり、弁護士会こそが率先して、裁判員制度の問題点及び改善すべき部分を社会に的確に提示すべきなのではないでしょうか。

11. 日本司法支援センター

日本司法支援センター（以下、「支援センター」と言います。）は、きわめて問題であることを指摘しなければなりません。

まず第1に、法務大臣が支援センターに強い監督権限を持つ点です。支援センターの理事長及び監事の任命権限（総合法律支援法第20条1項、同24条1項、2項）及び解任権限（同法第26条1項乃至3項）は法務大臣が持ります。また、法務省に支援センター評価委員が置かれ、その評価委員会が支援センターの実績評価を行います（同第19条）。更に、法務大臣が支援センターの達成すべき業務運営に関する中期目標を定め、これを支援センターに指示することになっています（同第40条）。そして、支援センターは、法務大臣から指示を受けた中期目標に従い、中期計画を立てた場合及び中期計画を変更する場合には、法務大臣の認可を得る必要があります（同法第41条）。刑事裁判において対峙すべき法務省が支援センターの監督・評価権限を保持しているのです。

第2の問題点は、法務大臣の監督権限及び最高裁の関与が規定されているのに比べて日弁連の関与の低さが際だっていることです。まず、支援センターは、その設立と運営に最高裁が関与する独立行政法人であるだけでなく、法務大臣が理事長と監事を指名・解任する際には、最高裁の意見を聞かなければならない（同第20条2項、3項、同第24条3項、4項、同第26条4項、5項）とされています。その他、最高裁の関与は、中期目標の決定・変更（同第40条3項、4項）、中期計画の認可（同第41条3項、4項）、業務方法書の認可（同第34条3項、4項）、国選弁護人の事務に関する契約約款の認可（同36条4項、第34条3項、4項）、法律事務取扱規程の認可（同第35条3項、34条3項、4項）にまで及びます⁵⁶。これに対し、日弁

⁵⁵ 裁判員制度の違憲性については、本文では敢えて触れないが、新風舎「これでいいのか裁判員制度」田邊信好著第151頁以下、講談社「裁判員制度はいらない」高山俊吉著第43頁以下、講談社「裁判員制度の正体」西野喜一著第77頁以下参照

⁵⁶ いずれも最高裁に予め意見を聞かなければならず、結果の通知も必要的とされている。

連の関与権限はほとんどありません⁵⁷。あたかも蚊帳の外に置かれているかの如き様相を呈しています。

日弁連は、国選弁護人契約弁護士の採用に関する権限がなく、個別事件における国選弁護人の選任に関する権限さえも与えられていません。それどころか、日弁連や弁護士会及び個々の弁護士には、最高裁や法務省には負わされていない責務規定が支援義務や協力義務として規定されています（同第10条1項乃至3項）。このように支援センターは統治機構の一つに組み込まれ、弁護士会の関与が排除されているのですから、いざとなったら法務省の胸先三寸で気に入らない弁護士を国選弁護人から事実上はずす等ということは十分あり得ることではないでしょうか。

この問題は、司法試験合格者数の激増問題と相まった時、真価を發揮することになります。すなわち、一般の法律事務所や会社に就職先がなく、法科大学院の学費で多額の借金を抱えた新人弁護士がスタッフ弁護士となった場合に、そのスタッフ弁護士が法務省の監督権限に臆することなく自主独立性を完全に保つ刑事弁護ができるかについて悲観的たらざるを得ません。そして、スタッフ弁護士の数が完全在野の弁護士の数を上回るようになったとき、日弁連の行く末を多数決で決めるのは、法務省という最悪のシナリオ、すなわち弁護士自治の崩壊も念頭に置く必要があると思います。

第3の問題点として、支援センターは、財政面から弁護士制度、すなわち、弁護士自治を破滅させる危険性を孕んだ制度だと言うことです。

支援センターは、国選弁護人の事務に関する契約約款を定め、法務大臣の認可を受ける必要があり（同第36条1項）、その契約約款に報酬基準を記載することになっています。民事法律扶助についても支援センターが業務方法書を作成することとなっており（法務大臣の認可が必要）、そこに、報酬基準が定められることになっています（同第34条）。また、その他法律実施のために必要な事項は、法務省令で定める（同第51条）とされています。国選や民事扶助の報酬及び費用の算定に当たり必要な事項が法務省令で定められます。そして、報酬基準を暫時減少させていけば、在野弁護士を簡単に排除することができます。弁護士数の激増により、時間

⁵⁷ 「支援センターは、業務の運営に当たり、弁護士会及び日本弁護士連合会並びに隣接法律専門職者団体に対して意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。」（同第32条6項）との規定があるに過ぎず、また、同法の規定の仕方から弁護士会と隣接士業を故意に同列に扱おうとの意図が読み取れる。

的・精神的余裕のなくなった在野弁護士がボランティア的仕事をするには限界があるからです。報酬基準を下げる理由は簡単です。裁判官数抑制の際に用いた「財政的裏付けがありません。」その一言で片付けられるでしょう。実際、支援センターになってから、刑事も民事も報酬基準が一部下げられました。そして、支援センターの適用範囲（資力要件）を緩和すれば、ただでさえ、弁護士数の急増で弁護士一人あたりが受任する事件が減るのに、更に支援センターにより仕事を奪われ⁵⁸、弁護士自治の基礎をなす最低限の経済的基盤が失われることになりかねません。

このように弁護士制度の根幹に関わる、きわめて問題の多い支援センターについて、最近「日弁連が支援センターに対して資力要件の緩和を提案した」との噂を聞きました。

もし、これが真実であるなら、日弁連の行った行為は自殺行為ではないでしょうか。

公的刑事弁護の自主・独立性の侵蝕のみならず、被疑者・被告人への適正手続き保障の形骸化をまねき、弁護士制度・弁護士自治を破壊しかねない総合法律支援法については抜本的な改正が必要だと思います。

12. ADRの問題

ADRの問題については、「兵庫県弁護士会の課題」のADRの部分と弁護士法第72条問題のところで述べていますが、ADRの推進も注意が必要です。

司法改革以前、ADRへの社会的要請は、全くといっていいほど存在していなかったのに、司法改革審議会の中間報告、意見書に突然詳細に記載され、その後、瞬く間に法案が通り、実施に移されました。

これまでの社会の流れと年次改革要望書の変遷を見ると、年次改革要望書に記載された事柄が我が国でほぼ実現化されています。ADRについても年次改革要望書に記載された通り、我が国の中で外国法事務弁護士が主催した国際機関が日本法の下で合法的に外国法が適用され、あたかも治外法権のような様相を呈する紛争解決プロセスとして機能する危険性があります⁵⁹。

⁵⁸ アメリカや韓国のように弁護士の社会的信頼が失墜した後、世間に溢れかえる弁護士の中から、自分の眼力だけで弁護士を選ぶことは事実上不可能で、最終的には、支援センターという公的な信頼に頼らざるを得なくなるでしょう。

⁵⁹ 2004年10月14日付け要望書には、「ADR関係者が適用される規則、プロセス、基準について合意することを一般的に認めることにより、ADRプロセスが柔軟に個別の状況に即した最適なものと

13. 弁護士自治

大変残念なことではありますが、弁護士自治も瀕死の重傷を負っていると評価せざるを得ません。

まず、弁護士数のみの激増に伴う社内弁護士や「即独」弁護士の増加のみならず、大々的な広告により全国から債務整理の依頼者をかき集める弁護士等々の出現により、これまでの弁護士の同質性や共通の認識や基盤が失われつつあります。そのため、弁護士会が一丸となって公権力と対峙することが困難となって来ているように思われます。

また、弁護士が経済的貧困を極め、家族さえ養えないような状況に陥った場合、個々の弁護士が公権力と対峙する余裕も失われます。

弁護士法第72条の形骸化や日本司法支援センターの設立も弁護士自治の危機に拍車を掛けています。

実際、日弁連の内側から弁護士自治が既に崩壊の危機に瀕していることは年次改革要望書に対する日本からアメリカに対する中間報告に再三記載されています。例えば、2004年の中間報告には、「法務省は、日弁連が改正外弁法の基本的な理念及び解釈に即した会規・会則を制定するよう、日弁連との協議を通じて、改正外弁法についての正しい理解と会内での関連手続きにおける適切な取扱を促すための努力を行ってきた。」⁶⁰と報告され、2005年中間報告でも「法務省は、日弁連の会則及び会規が法務省の見解と矛盾しないよう、必要に応じ、その会規・会則の適切な運用について日弁連と協議する。」⁶¹と報告されています。これら記載は、法務省が日弁連に圧力を加え、日弁連が法務省の言うとおりにしてきたことを暗示しています。

弁護士自治が崩壊していることを前提とすると、日本司法支援センターの設立について日弁連が異議を唱えないこと、自ら率先して司法改革を進めてきたことにつ

なることを可能にする。アドホックの自己管理された国際仲裁（中略）、アメリカ仲裁協会（中略）などの国際機関が日本法の基において明確に合法かつ正当であること、さらに、それらが日本政府あるいは日本政府によって指名されたものによる許可なしに、日本において活動を継続できることを確保する」と記載され、2006年12月5日付け要望書にも「(ADR法)が、国際基準と慣行に整合する形で施行され、また日本を国際的な紛争解決の中核として確立させるという目標を阻害するのではなく推進することを確保する。」ことについて要望がなされ、2005年乃至2008年の中間報告を見れば、それらがほぼ実施に移されていることが分かる。詳しくは、拙稿「資料；年次改革要望書」第19頁以下をご参照戴きたい。

⁶⁰ 拙稿「資料；年次改革要望書」第20頁参照

⁶¹ 同第22頁参照

いても得心できます。

弁護士自治は、弁護士制度の根幹をなす非常に重要なもので、弁護士が社会正義を実現するため、少数者の人権擁護のため必須のものです。

可及的速やかに弁護士自治を取り戻さなければなりません。

失われた弁護士自治を取り戻すには、完全在野の弁護士魂を強固に持つ人達への執行部の総入れ替えが必要なのではないでしょうか。

14. 消費者行政一元化

日弁連では、1989年9月16日に「消費者被害の予防と救済に対する國の施策を求める」決議を採択し、「従来の縦割り行政、後追い行政の弊害を除去し、消費者の立場に立った総合的統一的な消費者行政を推進するため、消費者庁を設置すること」を求めました。その後、日弁連は、2007年10月24日に「国民生活センターの機能・権限の強化を求める意見書」を発表しました。また、当時の福田首相が2008年1月18日の第169回国会の施政方針演説で「縦割りになっている消費者行政を統一的・一元的に推進するための強い権限を持つ新組織を発足させる」旨表明し、「消費者行政推進会議」を発足させたことを受け、日弁連は、2008年2月15日に「「消費者庁」の創設を求める意見書」、同年4月23日に「消費者庁（仮称）創設に関する会長談話」、同年5月8日に「「消費者庁」が所管すべき法律等についての意見書」、同年6月13日に「「消費者行政推進会議取りまとめ」についての会長談話」、同年6月19日に「消費者被害の集団的救済に関する法整備を求める意見書」、同日、「地方消費者行政の抜本的拡充を求める意見書」をそれぞれ公表し、「「消費者庁」の創設と地方消費者行政の充実強化を求める」リーフレット等も作成・配布しています。

2008年9月29日の臨時国会に、「消費者庁設置法案」、「消費者庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案」、「消費者安全法案」の所謂消費者庁関連3法案が上程されただけで、未だ可決されていない状態ですので、今後どのようになるかは現時点では確定的ではありません。

しかし、縦割り行政により被害を十分に回復されることのなかった被害者のため、統一的な消費者行政推進のための組織を設置することは、日弁連の長年の悲願であり、その実現に向けて大きな一步を踏み出したことは間違いないと思います。

規制緩和の流れの中で、消費者と事業者との知識・経験・情報における非対称性

からして、今後消費者被害は益々深刻化し、被害の規模も拡大するのは必至です。消費者庁が果たして独立して他の省庁を監督することができるのかという不安はあります。また、真の消費者保護のためには、社会正義の理念に則り地道な活動をしている相談員の専門性強化、何より地方消費者行政への財政支援がなくては十分に機能しないと思います。単なる情報集約のための庁にしないためにも、今後益々の法内容の適切化、運用面の改善等を通じて消費者庁には消費者被害救済のために威力を発揮することを期待したいと思います。

当会でも2008年7月10日、「「真にあるべき」消費者庁設置を求める会長声明」を出していますが、消費者保護のための日弁連活動は目覚ましく、非常に高く評価すべきです。そして、今後共、まとまった声を上げにくい社会的・経済的弱者である消費者のため、消費者の権利を明確にし、消費者の立場からの消費者行政一元化、消費者保護の方向での規制の強化、消費者被害根絶に向け、弁護士会は積極的に関与すべきであると思います。

15. 労働者派遣法改正問題

新自由主義という理念の下で、規制緩和の嵐が吹き荒れ、我が国には、少数の富裕層と多数の貧困労働者で占めらるようになり、「国民総中流」と言われた中間層は激減しました。

昨年から派遣労働者切りがすさまじい勢いで進行しており、2008年10月から2009年3月までに3万人以上の非正規雇用労働者が職を失うとされています。1日中真面目に働いても、寮費を差し引いて月額5万円や8万円程度の収入しかなく、当然のことながら失業保険もなく、解雇を言い渡されたその日から住むところも食べるものもない、多くの働き盛りの若者が路頭に迷うことを余儀なくされます。こんな社会に誰がしたのでしょうか。

アメリカ経済が破綻する直前まで、「派遣労働制度は、働き手の選択の幅を広げるためのもので、労働者のために必要な制度である。」等と言った議論がマスコミで堂々と繰り広げられていました。グレーゾーン金利廃止の時に、竹中平蔵氏や木村剛氏や小林節氏らが「グレーゾーン金利廃止は、弁護士が過払訴訟で儲けるための業界エゴのために廃止すべきではない⁶²。高金利でも借りたいという需要がある

⁶² グレーゾーン金利を撤廃すれば、弁護士が過払訴訟を起こすこともできなくなるので、これは虚偽の主張である。

のだから、中小企業事業者や消費者のためにも金利自由化をすべき。」といった議論と同じく、派遣労働法についても事実に反する議論がマスコミで横行しているのです。

日弁連では、2003年3月14日、「職業安定法及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律の一部を改正する法律案」に対する意見書」を公表し、継続して1年以上業務に従事し、労働者が希望すれば直接雇用を義務付けることや製造業を対象業務からはずすこと等を求め、1998年5月22日の第49回定期総会では、「労働法制の規制緩和に反対し、人間らしく働く労働条件の整備を求める決議」を採択し、労基法制に関する規制緩和に反対し、労働者が健康で人間らしく、働き続けることのできる労働条件の確立を求めました。

また、日弁連は、2008年10月3日の人権擁護大会で「貧困の連鎖を断ち切り、すべての人が人間らしく働き生活する権利の確立を求める決議」を満場一致で採択しました。

そして、2008年11月4日、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律案」が閣議決定され、国会に上程されたことに伴い、日弁連は、「労働者派遣法『改正』案に反対し、眞の抜本改正を求める会長声明」を発表し、同年12月19日、「労働者派遣法の抜本改正を求める意見書」を取り纏めました。

当会でも2008年8月25日、「不安定雇用をもたらす「労働者派遣法」の抜本的見直しを求める会長声明」を発表しましたが、これら一連の弁護士会の活動は評価に値するもので、これからも積極的に弁護士会が関与すべき分野であると思います。

16. 組織犯罪関連立法問題

「共謀罪は、既に終わった議論である。」と思われている方はいらっしゃいませんか。

実は、2008年の秋の国会で共謀罪に関する法案が上程されるとの情報が入り、そのため、日弁連では、クレオでの勉強会や日弁連新聞での特集を2008年12月号⁶³に特集を組んでもらいました。

⁶³ 日弁連新聞拙稿「論文「国際組織犯罪防止条約と共謀罪の立法化」によせて」

幸い審議入りすることはありませんでしたが、まだまだ油断することはできません。政府は共謀罪を法案化することをあきらめているわけではないのです。

日弁連は、これまで2003年1月20日に「国連「越境組織犯罪防止条約」締結にともなう国内法整備に関する意見書」、2005年11月1日に「共謀罪が継続審議とされたことについての会長談話」、2006年4月21日に「共謀罪与党修正案についての会長声明」、同年5月8日に「「共謀罪」に関する法務省ホームページの記載について」、同年5月15日に「「共謀罪」に関する与党再修正案に対するコメント」、同年9月14日に「共謀罪新設に関する意見書」をそれぞれ発表しました。

共謀罪については、外務省が英語を誤訳してまで、法律化することを推し進めようとしたしました。日弁連の意見書に対して、法務省と外務省のホームページでそれが反論を展開していることからして、政府のこの法案に対する過敏さや熱心さがよく表れています。

また、法務省と外務省の上記過剰反応を見れば、日弁連の意見書がいかに的を射た、効果的な批判であったかということもよく理解戴けると思います。

共謀罪については、市民やマスコミも日弁連の方針に同調的ですので、活動しやすいという部分はありますが、今後とも手綱を緩めることなく、弁護士会が活動を継続する必要があると思います。

国際刑事立法対策委員会に長年所属し、活動している私が言うのは気が引けるのですが、ゲートキーパーについても日弁連の活動は目覚ましいものがあります。

そもそも数年前まで、弁護士でさえ「ゲートキーパー」という言葉に馴染みがなかったことから、私達国際刑事立法対策委員会は各弁護士会に講師を派遣し、弁護士に対する実態の理解と危機感を浸透させることから活動を始めました。その後、各地で組織犯罪対策立法委員会を各単位会及び連合会で作ってもらい、全国的なキャンペーンを始めると同時に、国会対策⁶⁴、共謀罪問題とセットでの市民集会等市民へのアピール、各国の弁護士会との協力を模索する等々といった活動を行ってきました。

また、2008年秋に実施されるとされていたFATFの相互審査に向け、20

⁶⁴ 2006年6月15日、同年11月21日に一斉国会要請行動を起こしたほか、頻繁に個別要請にも周り、2007年1月31日に、院内勉強会も開催した。

07年3月1日の臨時総会で「依頼者の身元確認及び記録保存等に関する規定」を制定し、依頼者向けパンフレット等も作成しました。

しかし、残念ながら、2008年10月の相互審査の結果、FATFからは、NC（ノン・コンプライアント（不履行））との評価が下されました。我が国では、弁護士等法律専門職について疑わしい取引の報告義務を課していないことからして、ほかの加盟国に対する相互審査の結果から当然予測された事態です。日弁連の態度としては、FATFのNC評価が下されようとも、疑わしい取引の報告義務導入には徹底的に闘うべきです。今後、いかに闘うかが問題ですが、やはり弁護士が違法収益の移転等に加担する事実があればFATFからの攻撃が増すことは確かです。で、私達弁護士一人一人が犯罪収益移転の手口等を研究し、知識を身につけ、知らない間に利用されることのないよう個別武装が必要で、それと並行して、日弁連としてもたゆまざる情報収集活動と国会議員等対策を時期を見計らいながら活動していくべきだと思います。

17. 犯罪被害者支援・被害者参加制度

犯罪被害者と接していると、犯罪被害により受けた心の傷の深さと決して元の生活や気持ちに戻ることのないむなしさをひしひしと感じます。

犯罪被害者と接する時、言葉には細心の注意を払うようにしているのですが、特に注意していることは、如何なる時でも「お気持ちはわかります。」という一言だけは発しないということです。第三者がどれほど被害者本人の気持ちを推測したとしても、被害者本人でなければ、同じ苦しみを味わうことは決してできません。

犯罪被害者の立場に思いを致し、様々な取組みが行われています。

日弁連では、1999年10月22日に「「刑事手続きにおける犯罪被害者等の保護」に関する意見書」、2000年9月に「「犯罪被害給付制度に関する中間提言」に関する意見書」を発表しました。また、2003年10月17日の人権擁護大会で「犯罪被害者の権利の確立とその総合的支援を求める決議」を採択し、犯罪被害者が十分な経済的支援を受け、捜査機関の施策改善のために立法等必要な措置を執ることにより犯罪被害者の権利確立と支援を求めました。また、2004年10月21日に「「犯罪被害者等基本法案」における犯罪被害者の刑事手続き参加に関する会長談話」、2005年8月26日に「犯罪被害者等基本計画案（骨子）に対する意見書」、2006年11月22日に「犯罪被害者等に関する経済的支援拡充に

に関する意見書」、2007年6月20日に「被害者の参加制度新設に関する会長声明」を発表しました。

犯罪被害者の支援について異論ないのですが、被害者参加制度は、日弁連の上記「被害者の参加制度新設に関する会長声明」にも記載されているとおり、被害者に尋問や求刑まで認められたことにより、刑事裁判の機能を損なう危険性があることを完全に否定することは難しいと思われます。勿論大半の事件においては、犯罪被害者の節度ある態度等により、それほど混乱する事態は生じないと思われます。しかしながら、耳目を集める刑事事件についてマスコミの過剰な反応等を見ていると、裁判員制度とあいまつた時、例外的事案において被告人が適正な量刑を受けることができにくい事態も生じかねないのではないかということを危惧します。

また、この問題は、犯罪被害者支援と被告人の人権擁護という全く相反する問題の調整機能が求められ、どちらかを一方的・全面的にバックアップするということは困難で、今後の運用状況を見ながら、いかにバランスよく調整をはかれるか、法曹三者、特に弁護士の叡智が試されることになると思います。

弁護士が情報交換・議論を尽くすことにより、できる限り両者が感情的に対立することなくよりよい制度に改善していくことが求められます。

更に、犯罪被害者等の少年審判や逆送事件への関与については、格別の注意と繊細な配慮を要すると思います。

18. 高齢者・障害者の人権

今後加速する少子・高齢化社会に向けて高齢者・障害者の人権擁護への要求は高まることはあっても、減少することはありません。

ところが、規制緩和による自己責任、自立支援という名の下に高齢者・障害者等社会的弱者が切り捨てられようとしているようです。

各単位会弁護士会では、高齢者・障害者支援センター（財産管理センター）を立ち上げ、当会でも定期的な電話相談体制や出張法律相談等積極的な活動が展開されています。

日弁連でも『高齢者虐待防止法活用ハンドブック』の出版、「高齢者虐待対応専門職チーム」設置の提案や厚生労働省の「高齢者権利擁護等推進事業」の実施に際して申入れを行う等活動を行っており、1995年10月20日に人権擁護大会で「高齢者の尊厳にみちた生存の権利を求める決議」、2005年11月11日に同じ

く人権擁護大会で「高齢者・障がいある人の地域で暮らす権利の確立された地域社会の実現を求める決議」を採択し、2008年8月20日に「障がいある人に対する虐待防止立法に向けた意見書」を発表しました。

高齢者・障害者の消費者被害の事例もきわめて増えており、日弁連では、日本司法支援センターとの連携も含めてこれら取り組みも行っています。

また、刑務所における知的障害者や高齢者の割合は、年々高くなっています。知的障害者等を専門的に受け入れる刑務所⁶⁵の設置も報道されており、今後とも、高齢者・障害者の権利擁護は、多方面に亘る取り組みと工夫が求められると思います。

19. 子どもの権利

マスコミ等で「少年事件が急増している」といった誤った報道や光市母子殺害事件等の特異な例が大々的に取りざたされ、少年法改正問題や民法の成年年齢引き下げが議論される等々少年の人権は、今まさに逆風に曝されています。

日弁連では、少年法改正問題については、漫画パンフレットの作成や市民集会、国会議員要請活動、市民団体との懇談会・学習会、街頭宣伝活動等を展開し、2005年3月17日に「「少年法等の一部を改正する法律案」に対する意見」、2006年3月16日に「「改正」少年法・5年後見直しに関する意見書」を発表しました。1999年10月15日には、人権擁護大会で当時の少年法改正法案について「少年法「改正」法案に反対する決議」も採択していました。

その他2007年11月21日、「犯罪被害者等の少年審判への関与に関する意見書」、同日、「少年事件の実名・顔写真報道に関する意見書」、2008年10月21日に「民法の成年年齢引下げの是非についての意見書」、同年12月19日には「裁判員制度の下での少年逆送事件の審理のあり方に関する意見書」を公表し、的確な意見を世間に訴えています。

統計的には、「少年事件が増えている」とか、「凶悪化している」等といった数値は裏付けられていないのであって、今後とも冷静に適正な意見を社会に訴えかけていくことが大切だと思います。

20. 監視社会

「監視社会」の問題については、2007年の人権擁護大会の実行委員をさせていただき、「治安は危険水域に達している。」「検挙率2割」というのが、いかにね

⁶⁵ 労務作業の極端な簡素化、コミュニケーション力改善プログラム等が組み込まれているようだった。

じ曲げられた報道だったのかをよく勉強させて戴きました。「検挙率」というのは、検挙件数を認知件数で割った数字で、携帯電話の普及と共に認知件数が急増したのに伴って、窃盗罪という微罪事件での検挙率を指しているに過ぎません。例えば、殺人罪に限ると 9.7% の検挙率を我が国は誇っていますし、他の事件でも検挙率 2 割というのはほとんどありません。

また、監視カメラが「犯罪抑止」の名目で張り巡らされていますが、監視カメラの設置は、必ずしも犯罪の発生件数の抑止にはつながりません。

監視カメラであふれかえっているイギリスでは、実は、監視カメラを設置する前と設置後とで犯罪件数に変化はなかったそうです。イギリスの統計から犯罪を犯す場所が公道や駐車場から家の中に移っただけで犯罪抑止力にはならないことが実証されています。

最近問題となっているのは、住基ネット、N システム、監視カメラに加えてストリートビューです。

私達の知らない間に監視社会の包囲網は、刻一刻と迫っているようです。

各単位会でストリートビューに対する会長声明等も行われており、2007 年 1 月 2 日の人権擁護大会で「人権保障を通じて自由で安全な社会の実現を求める宣言」が採択されていますが、今後とも、弁護士会は、住基ネット、監視カメラ、N システム等々監視社会に対する抵抗を根気強く行っていくべきだと思います。

第 4 終わりに

私達弁護士会が関わるべき問題だけでも多岐に亘り、また、私達の検討を拒むかの如きスピードで社会が変化しようとしています。私達弁護士は、その波に今まさに飲み込まれ、弁護士制度自体が風前の灯火のような状況に陥ろうとしています。

あきらめることは何時でもできます。

あきらめればそこで終わりです。

私達弁護士は、司法改革について誤った行動を取りました。

今こそ私達が犯した過ちを素直に認め、反省し、大きく舵を反対に切りましょう。

「過ちて改めざる。これを過ちと謂う」とは論語の言葉ですが、過ちを認めて反省しなければ、折角反対に舵を切っても大きな前進は望めません。

これからが私達の本当の船出です。

最後にこの政策冊子には、検討不足の問題、不備、誤っている部分や至らぬ点が多々あろうかと思いますが、是非とも皆様によるご指摘・ご意見をお聞かせ戴き、より深くて適確な弁護士会のあり方を見据え、行動して行ければと思っております。

以上